

3 月 1 日 (水)



# 令和5年3月1日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（36名）

- 2番 坂本康郎（公明党宮崎県議団）
- 3番 来住一人（日本共産党宮崎県議会議員団）
- 4番 山内佳菜子（県民連合宮崎）
- 5番 武田浩一（宮崎県議会自由民主党）
- 6番 山下寿（同）
- 7番 窪菌辰也（同）
- 8番 佐藤雅洋（同）
- 9番 安田厚生（同）
- 10番 日高利夫（同）
- 11番 川添博（同）
- 13番 中野一則（同）
- 14番 冨師博規（無所属の会 チームひまわり）
- 15番 有岡浩一（郷中の会）
- 16番 重松幸次郎（公明党宮崎県議団）
- 18番 岩切達哉（県民連合宮崎）
- 19番 井本英雄（宮崎県議会自由民主党）
- 20番 徳重忠夫（同）
- 21番 外山衛（同）
- 22番 山下博三（同）
- 23番 濱砂守（同）
- 24番 西村賢（同）
- 25番 右松隆央（同）
- 26番 日高博之（同）
- 27番 井上紀代子（県民の声）
- 28番 河野哲也（公明党宮崎県議団）
- 29番 田口雄二（県民連合宮崎）
- 30番 満行潤一（同）
- 31番 太田清海（同）
- 32番 坂口博美（宮崎県議会自由民主党）
- 33番 日高陽一（同）
- 34番 横田照夫（同）
- 35番 野崎幸士（同）
- 36番 星原透（同）
- 37番 蓬原正三（同）
- 38番 丸山裕次郎（同）
- 39番 二見康之（同）

欠席議員（1名）

- 17番 前屋敷恵美（日本共産党宮崎県議会議員団）

地方自治法第121条による出席者

- |           |      |     |
|-----------|------|-----|
| 知事        | 河野俊嗣 | 俊郎  |
| 副知事       | 日隈俊  | 寛理  |
| 副知事       | 永山寛  | 直康  |
| 総合政策部長    | 松浦直  | 達也  |
| 政策調整監     | 吉村達  | 善敬  |
| 総務部長      | 渡辺善  | 直樹  |
| 危機管理統括監   | 横山直  | 清二  |
| 福祉保健部長    | 重黒木  | 讓二  |
| 環境森林部長    | 河野讓  | 浩文  |
| 商工観光労働部長  | 横山浩  | 昌広  |
| 農政水産部長    | 久保昌  | 敏子  |
| 県土整備部長    | 西田員  | 慶子  |
| 会計管理者     | 矢野慶  | 義哉  |
| 企業局長      | 井手村  | 久人  |
| 病院局長      | 吉村久  | 克明  |
| 財政課長      | 高妻克  | 淳一郎 |
| 教育長       | 黒木淳  | 将之  |
| 警察本部長     | 山本将  | 智弘  |
| 監査事務局長    | 高山智  | 幹夫  |
| 人事委員会事務局長 | 日高幹  |     |

事務局職員出席者

- |           |       |     |
|-----------|-------|-----|
| 事務局 長     | 渡久山武志 | 志一  |
| 事務局 次長    | 坂元修   | 真治  |
| 議事課 長     | 鬼川真   | 雅広  |
| 政策調査課 長   | 伊豆雅   | 幸二  |
| 議事課 長 補佐  | 関谷幸   | 亮子  |
| 議事担当 主幹   | 佐藤亮   | 有里子 |
| 議事課 主査    | 川野有   | 祥太  |
| 議事課 主査    | 内田祥   | 太聡  |
| 議事課 主任 主事 | 山本    |     |

◎ 一般質問

○二見康之副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕（拍手） 3月1日、1番目の一般質問をさせていただきます。

本日も遠方より多数の傍聴、ありがとうございます。日向市からもありがとうございます。

私の母校でもあります高鍋高校は、全国高校ラグビー宮崎県予選におきまして大会12連覇を果たし、全国大会では、1回戦で鳥取県立倉吉東高校を66対0で破り、2回戦では大会準優勝となった報徳学園高校に敗れましたが、本県代表としてすばらしい活躍を見せてくれました。

その高鍋高校ラグビー部の花園出場が決まり、支援するための特別後援会発足式に昨年11月20日に参加してまいりました。その会場で保護者の方から耳を疑うような要望がありました。それは「ラグビー部員の下宿先で朝御飯が提供されていません。どうかしてください」というもので、私はあまりにも初歩的な要望に愕然としました。

高鍋高校ラグビー部員は58名おり、そのうち、児湯郡内の部員は26名、児湯郡外の部員が32名、そのうち、宮崎県外からの部員も8名います。半分以上が児湯郡外からの部員です。その部員が高鍋町内にある3か所の民間アパートに下宿しています。さらに、ラグビー部員以外に野球部も下宿生がいます。

そして、一時は高鍋町内の食堂と契約して朝

食を提供してもらっていましたが、食堂経営者が高齢を理由に撤退されると、その後はラグビー部OBのお母さんが代行されておりました。しかし、長続きはせず、その後はラグビー部監督のお母さんと奥さんが作られたり、ラグビー部の保護者が作られたりと、かなりの労力を強いられてきました。その後、町内食堂と再契約ができた部員もいるようですが、<sup>※</sup>いまだ朝食を自炊したりコンビニのおにぎりなどで済ませている部員がいます。

さらに、朝食のみならず、昼食の弁当の手配や夕食を食べるお店を確保することが1か所では受け入れてもらえず、複数店舗に頼まざるを得ない状況で、下宿先の家賃や食事代の金銭管理までラグビー部監督が請け負われており、教職員業務やラグビー部指導以外の役割と責任が膨大なものになっております。何より体力づくりをしながら競技力向上をする必要がある高校の運動部員の朝食提供が不安定なことに加え、夕食も外食で済ませている現状は、とても健全であるとは言いがたい状況です。

運動部員にかかわらず、高校生全体の朝食をはじめとする食事や栄養管理の重要性は、学力やメンタルヘルスにも直結することであり、食事関係を整えることは教育の一丁目一番地であるべきです。特に高鍋高校ラグビー部のような2027年開催の国民スポーツ大会の競技力強化指定校をはじめとする、いわゆるゴールデンエイジの食生活の指導・管理は、練習環境のハード面の整備と同じぐらい整えるべき課題です。

そこでまず、宮崎県競技力向上対策本部長であられる日隈副知事に、高校生の食事及び栄養管理の重要性を踏まえ、競技力向上にどう取り組むお考えがあるのか、その所見をお伺いいたします。

※ 252ページに訂正発言あり

あとの質問は質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○副知事（日隈俊郎君）〔登壇〕 お答えいたします。高校生の食事と栄養管理についてであります。

高等学校の学習指導要領の総則において、学校における食育の推進が位置づけられておりますが、その中で、高校生の発達段階においては、栄養のバランスや規則正しい食生活が大切であると示されております。加えまして、スポーツに取り組む高校生においては、どのような栄養素をどのくらいの量で、どのタイミングで摂取したらよいかといった栄養管理が一層重要になるものと考えております。

そのため、現在、競技力強化指定校等の指導者に対して、管理栄養士を講師に招き、「食事と栄養」というテーマでスポーツ栄養学の講義を開催するなど、食事の重要性を啓発する取組を行っているところであります。以上であります。〔降壇〕

○図師博規議員 副知事のほうから、発達段階における食事、そして栄養管理の重要性を強調していただきました。

それでは、高鍋高校のみならず、県内在学の高校生の下宿者の状況はどうなっているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立高校では、自らの進路選択のために、また、特に専門学科では従来から学区がないことから、部活動に打ち込むために生徒が下宿をすることがこれまでもございました。

現在、県立高校の生徒のうち約200人の生徒が、親元を離れて公設の寮以外の下宿やアパートで生活しております。その理由といたしましては、部活動が約150人、学習や進路実現のため

が約30人、その他の事情が約20人であります。その下宿生の多くは下宿先で食事の提供を受けておりますが、約70人につきましては、契約した食堂等を利用したり、保護者が作り置きしたものを食べたりなどしております。地区別の下宿生の数は、県北地区で約40人、県央地区で約80人、県西地区で約70人、県南地区で約10人となっております。

○図師博規議員 今の御答弁、部活動生が下宿しているのは以前からありますということでもありましたし、私は、普通科の校区撤廃の後に、遠方から宮崎市内の学校に通学している、もしくは通学が困難で下宿をしている学生の数は増えてきていると思います。その下宿生のうち、朝食と昼食は提供されていても、夕食は買って食べている生徒や、契約している近隣の食堂で食べていても、土日や祝日など食堂が休みのときは自炊せざるを得ない生徒がいるのが現状です。下宿生の栄養管理が不十分な状況にある生徒が増えています。早急に下宿生の食生活の詳細な実態調査をして、食事提供及び栄養管理と、それに伴う費用及び人件費の予算化をすべきと考えますが、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、下宿をしている県立高校生のための食事補助の予算化は計画しておりません。また、地域によっては、地元自治体に住居を整備していただいている例もあり、例えば、地域との連携の下、全国から出願を認めている飯野高校につきましては、県とえびの市で協議を重ねながら、生徒の住環境の整備を進めていただいております。

○図師博規議員 下宿生の食事の支援に関しては、全く計画がない、予算もないということでありました。

えびの市の例が先進地の例となって、今後、市町村との連携ができるところが増えてくるといいとは思いますが、下宿生の食事支援がないがゆえに、高鍋高校と同様、寮のない宮崎県立都城工業高校では、同窓会が高校に隣接した土地に同窓会館を建て、そこで従業員を4名雇い、毎日100食程度の昼食を提供している高校もあります。やはりこの都城工業高校も、夕食は近隣の食堂での外食となっています。そもそも下宿で生活をさせるのではなく、学校寮を整備・拡充することができれば、生徒の食生活の管理向上はもちろんのこと、学習指導にもつながられます。

そこで、学校寮の利用状況と再整備計画の有無について、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県が管理する生徒寮につきましては2種類ございます。

1つは、学校の教育目的を実現するために、その学校の生徒のみが入寮できる学校寮であり、高鍋農業高校、五ヶ瀬中等教育学校、小林高校の3校に設置しております。入寮率につきましては、高鍋農業高校が定員360人に対し入寮生137人で38.1%、五ヶ瀬中等教育学校及び小林高校体育コースでは、それぞれ定員を240人、94人としており、入学者または入寮希望者は100%入寮しております。

もう1つは、僻地出身生徒の通学等の負担軽減のため設置された地区生徒寮でありまして、延岡市、西都市などに6寮を設置しております。入寮率につきましては、6寮全体の定員366人に対して入寮生が224人で、61.2%となっております。今後の設置につきましては、学校寮、地区生徒寮ともに予定はございません。

**○図師博規議員** 学校に関する寮が2種類あることは分かりました。しかし、その整備計画は

ないということでもあります。

高鍋農業高校の寮の定員が360人に対し、今、入寮率は38%余りということも分かりました。寮の再整備が必要じゃないですかね。

では、今ある高校の寮を有効活用すべきであります。ちなみに、高鍋高校下宿生の費用負担は、食事提供が不安定にもかかわらず5万6,000円程度で、今、答弁のあった高鍋農業高校の寮費は、月1万5,000円で3食しっかり提供されます。寮を共有できれば、保護者の方々の経済的負担も軽減することができます。

ちなみに、西都児湯圏域には、高鍋農業高校の明倫寮と西都市に西都地区生徒寮の2つの寮があります。それぞれの寮の運用実態はどうなっているのでしょうか、再度、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 高鍋農業高校の明倫寮は、昭和39年に当時の文部省から自営者養成農業高等学校の指定を受け、地域の農業を支える農業経営者を育成するための産業教育施設として設置された教育寮であります。以来、約60年にわたり、寮は学習活動を支える基盤となっておりまして、生徒は、深夜の牛の分娩への立会い、朝夕の搾乳、植物の栽培管理や観察等の実習を行うなど、3年間の共同生活を通じまして、必要な資質の向上を図ってまいりました。

寮の利用状況につきましては、先ほど入寮率を申しましたが、老朽化予防や感染症拡大防止のため、本来2人1部屋のところを現在では1人で利用しております。

なお、西都地区生徒寮につきましては、男女それぞれ20人ずつの収容可能人数に対しまして、現在、男子10人、女子13人が入寮しており、全体の入寮率は57.5%となっております。

**○図師博規議員** 西都地区の寮にも受入れができる空室があることが分かりました。

ちなみに、高鍋町には県立農業大学校があり、こちらにも寮と宿泊施設を有する研修センターがありますが、この利用状況はどうなっているのでしょうか。また、高校生の寮や研修センター、もしくは食堂の共同利用など可能かどうか、農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 県立農業大学校の学生寮は、令和4年10月1日時点で87部屋に対し84人が入寮しております。

次に、農業総合研修センターの宿泊施設は、24部屋で定員146人となっており、令和4年4月から令和5年1月の稼働率が9.8%、最も稼働率の高かった5月が25.8%となっております。

なお、学生寮は農業大学校生が、研修センター宿泊施設は農業研修などの参加者が利用することとしており、高鍋高校生が寮として利用することは想定しておりません。

**○図師博規議員** ぜひ、これを機に想定してください。

研修センターの利用率は10%未満です。県営施設の有効活用ということで、部局を超えた連携なり施策なりが今必要だと私は考えます。

高鍋農業高校の寮の件に戻ります。

西都地区の寮も併せてですが、この寮の共有を進める上で、何をどう改善すれば、また何をどう調整すれば共有が可能になるのでしょうか。教育長、いかがでしょうか。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 先ほど申しましたとおり、高鍋農業高校の明倫寮は、農業経営者を育成することを目的とした施設であるため、他校の生徒の入寮については、教育寮としての教育計画や制度の見直しが必要となります。ま

た、舎監業務の分担や寮費の設定等について、関係する生徒、保護者、職員等への理解を得る必要もございます。今後も明倫寮の在り方につきましては、地域や国をはじめとする関係機関と連携しつつ研究してまいります。

なお、県教育委員会が設置する西都地区生徒寮につきましては、僻地出身生徒が入寮してもなお空きのある場合には入寮できる場合もございます。

**○図師博規議員** 今、答弁にありました、教育計画の見直しなり、その他関連する事項の調整をぜひ速やかに始めていただきたい。また、今、答弁にありましたが、西都地区の寮に関しては、現在も空きがあるし、来年度以降も空きがあれば共有化が可能だという、少し光が差しした答弁をいただいたと思います。

では、ほかの競技の選手たちももちろんですが、高鍋高校のラグビー部のようなゴールデンエイジの高校生へ適切な食事及び栄養管理なしに、国民スポーツ大会でよい成績を残せというのはあまりにも酷です。国民スポーツ大会で総合優勝をするということを公言されています日隈競技力向上対策本部長に、改めて、高校の寮の共同利用を含む高校生の生活環境改善に今後どう取り組まれていくのか、また、どのような指示を出されるのか、副知事にお伺いします。

**○副知事（日隈俊郎君）** 国スポ開催を見据え、少年種別のターゲットエイジや、今後、成年種別に移行する現在の高校生にとりまして、発達段階に応じた食事や栄養管理は、競技力を向上させるためにも大切であると考えております。そのため、現在取り組んでいるワールドアスリート発掘・育成事業においては、生徒及び保護者に対して、食事や栄養の知識を高めるプログラムを展開しております。また、競技力強

化指定校等の高校生を対象として、国体に向けたメディカルチェック等において栄養指導も実施しているところであります。

今後とも、関係団体と連携を深めながら、下宿生を含めトップアスリートを目指す高校生には、自らも食事や栄養に関しての正しい知識を基に自己管理ができる力を身につけられるよう、その支援に取り組んでまいります。

**○図師博規議員** 寮の共有化に関しての言及はなく、今の答弁ですと、勉学と部活を頑張る下宿生に、食事まで自己管理で頑張れと何か言われているような内容で、私の捉え方がゆがんでいるのかもしれませんが、せめて学校寮の食堂だけでも共有化できるとするならば、栄養士と調理師が作っている食事を提供することができそうです。

今回の質問をつくるに当たりまして、現場の先生方と意見交換を重ねてきました。先生方は、特にラグビー部に関しましては、監督が自ら私財をなげうってでも寮を造りたいと。学校同士の連絡調整もさせてはいただいたんですが、舎監の問題も出ましたけれども、舎監も高鍋高校から協力する体制を整えてもいいと、先生方はそういう形で、どうにかして生徒たちにいい環境を提供できないかという協議はされているんですが、現場レベルではこの壁は越えられないんですね。

もちろん国との調整も必要かもしれませんが、ぜひ現場を知る教育長として、今の先生方の御苦労や、下宿生が置かれている、しっかりとした栄養管理、食事管理ができていない環境を改善するために、知恵を、また関係機関との連携をさらに強化していただきたい。教育長、何か所見があれば一言お願いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 部活動生だけでは

なく、高校生、または、広くは児童も保護者も含めて、食育に関する知識を啓発していくことは大変大事なことだと思っております。これからも食育にもしっかりと取り組んでまいります。

**○図師博規議員** この課題は継続して取り上げていきたいと思っております。

それでは、次に、コンパクトシティ形成について伺ってまいります。

国は、今後30年間で約2割の人口が減少し、特に15歳から65歳の生産人口は約3割激減してしまうという推計を前提に、持続可能な都市経営を進めるために、省庁横断的な取組として、「コンパクトシティ形成支援チーム」をつくり、自治体の変革を促しています。

コンパクトシティは、公共投資や行政サービスの集中配分を可能とすることから、人口が減少して税収が縮小していく中でも、生産性を向上させるために不可欠な政策とも言われています。これに滋賀県や佐賀県、大分県などは、県が旗振り役となり、コンパクトシティ形成を推進し、実質県内総生産、いわゆる県のGDPの伸び率がいずれも全国平均を上回り、着実な成果を上げています。

そこで、本県はどうコンパクトシティ形成に取り組むのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** コンパクトシティの形成は、人口減少や高齢化によって生じている、まちの空洞化や活力の低下など、都市が抱える様々な課題の解決につながる有効な手段の一つであると考えております。

まちをコンパクトにすることにより、商業や医療、学校など、住民の生活に必要な都市機能を集約した区域を中心に、一定の人口が集積した活力のあるまちが形成され、さらに、それら



を相互に連携・補完する交通ネットワークで結ぶことで、より利便性の高い都市の機能が期待されます。

県としましては、引き続き、まちづくりを主体に担う市町と連携し、人口減少下においても、快適に暮らし続けられるまちづくりを進めてまいります。

**○図師博規議員** このコンパクトシティ形成の推進力となるのが、市町村が策定する立地適正化計画というものであります。

国も、この立地適正化計画を策定する自治体に対して、補助事業や特例措置を講じています。県内市町村の立地適正化計画の策定状況とそれに係る県の役割はどうなっているのでしょうか、県土整備部長、お願いします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、市町村が住民等の意見を踏まえ、都市計画区域内に都市機能や居住を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策などを定める計画であります。

本県では、都市計画区域を有する19の市町のうち、宮崎市や三股町など6市町が策定済みであり、西都市や川南町など5市町において策定中であります。

県としましては、立地適正化計画に基づく施策の推進が、人口減少下においても持続可能なまちづくりに有効であり、また、計画に位置づけられた歩行空間や交流センターの整備等に対し、議員御指摘のとおり、国の補助制度もありますことから、引き続き、市町に対して計画の策定を支援してまいります。

**○図師博規議員** 県内19市町のうち11市町が、立地適正化計画に基づくコンパクト化を着実に進めていくことがよく分かりました。このコン

パクトシティ形成は、民間施設の集約化だけではなく、公共施設も対象となってきます。国は地方公共団体に対し、公共施設の統廃合や民間売却などの方針を盛り込んだ公共施設管理計画の策定を求めています。

また、財政面でも、公共施設等適正管理推進事業債という事業費の9割に充当でき、うち半分を交付税の措置をするという、かなり有利な起債制度を設け、公共施設を壊すということも公共事業化することを後押ししています。公共施設の維持管理費などを圧縮すれば、産業振興や移住促進など、ほかの施策に予算を振り分けることができ、効果的かつ分かりやすい財源の確保につながります。

そこで、県及び市町村における公共施設等適正管理推進事業債の活用状況がどうなっているのか、これは総務部長にお伺いします。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 公共施設等適正管理推進事業債につきましては、県や市町村が計画に基づき、主に単独事業として、公共施設等の集約化・複合化や長寿命化などを行う際に発行できるものです。また、この地方債は、充当率が高く、地方交付税措置も講じられることから、県内でも多くの団体で活用されており、令和3年度決算における発行額は、県が24.7億円、市町村が16団体で33.4億円となっております。

このうち、集約化・複合化につきましては、県が延岡市に整備する新体育館に2.5億円、市町村が宮崎市の生目地域複合施設に3.9億円など、5団体で計7.2億円でございます。また、道路舗装等の長寿命化事業など、その他の用途として、県が22.2億円、市町村が16団体で26.2億円を活用しております。

**○図師博規議員** 今の御答弁ですと、県は延岡

市の体育館を複合化することで2.5億円、また、その他道路等の長寿命化事業として22億円ほどの執行があるようです。その執行額から見ても、県の今の流れは、集約化することより長寿命化、いわゆる維持管理することに重きが置かれているようにも見えます。

では、今後、県が保有する公共施設等の長寿命化に係る経費はどの程度と見込んでいらっしゃるのか、総務部長にお伺いします。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 県では、公共施設等の保有・運営・維持の最適化を図る目的で、平成28年度に策定した宮崎県公共施設等総合管理計画を昨年度改定し、総合的・計画的な施設管理に努めております。この計画において、長寿命化を図り、老朽化する公共施設等の維持管理や更新等を行うための費用として、今後50年間で、建物系施設で約6,970億円、道路などのインフラ施設で約7,700億円、合計で約1兆4,670億円が必要になると見込んでおります。

**○図師博規議員** このまま長寿命化に重きを置いたままコンパクト化を進めない場合にということで、今後、約1兆5,000億円の見込額が出されております。ただ、この金額は、とても本県の財政状況で維持できる額でないことは一目瞭然でありますし、今後、公共施設も集約化、いわゆるコンパクト化を進めるべきことを明確に示している数字でもあります。

しかし、現在、積極的に集約化されているのは学校ぐらいで、逆に陸上競技場や体育館、プールなどの公共施設は分散化が進められています。滋賀県、佐賀県、大分県のように、実質県内総生産を向上させるためにも、コンパクトシティ形成と連動して、今後、公共施設の集約化というもののビジョンが必要ではないでしょうか。県としてどのようなビジョンを持た

れているのか、総務部長、お聞かせください。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 公共施設等の集約化につきましては、宮崎県公共施設等総合管理計画の中で、施設ごとの行政ニーズや利用状況等を把握し、建物性能や維持管理コスト等を含めて検討することとしております。さらに、エリアマネジメントの観点から、国や市町村との相互連携による利用調整や施設の集約化も視野に入れながら、地域における施設の最適利用の調整に取り組むこととしております。

また、今後の社会経済情勢の変化や公共施設等に求められる機能の変化に対応するため、計画はおおむね5年ごとに見直しを行ってまいります。引き続き、この計画に基づき、集約化も一つの選択肢として、その他の手法も活用しながら、公共施設等の保有・運営・維持の最適化を図ってまいります。

**○図師博規議員** 今、答弁がありました公共施設等総合管理計画は、集約化も視野に入れつつ、県民の最適利用のため、5年ごとに見直しを行っていくとの内容でしたが、分散化される県陸上競技場、体育館、プールなどは、建設後に集約化されることは絶対に不可能で、今の答弁、集約化も一つの選択肢というものからは外れているということが分かります。

コンパクトシティは、持続可能な都市経営のためには有効手段であることは認めるところですが、県内全ての居住者や住宅を一定のエリアに集約させることだけを目指すものではありません。また、強制的に短期間に行うものでもなく、地域住民の声に耳を傾けながら、インセンティブを講じつつ丁寧に進めていくことが大切です。

本県において、都市機能を維持向上させることと、広大な山間地を有する、そういう地理的

な状況も勘案すれば、持続可能な中山間地の暮らしを守るという視点も必要です。また、それを支援するための具体的な施策が必要となります。

そこで、来年度以降も継続されることになった特定地域づくり事業協同組合制度について伺ってまいります。

この制度は、Uターン、Iターン、Jターンの方々の獲得と地域産業担い手確保を同時に実現でき、定住や事業承継にもつながる可能性があるため、持続可能な中山間地の暮らしを守る一翼を担う事業になると大いに期待しています。

そこでまず、この制度の目的と概要について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 特定地域づくり事業協同組合制度は、過疎地域などにおいて、農林水産業、商工業といった地域の産業の担い手を確保するため、特定地域づくり事業を行う組合に対しまして、制度的、財政的な支援を行う制度で、令和2年6月に国において創設されたものであります。

具体的には、地域の事業者により設立された事業協同組合が、移住者などを職員として雇用し、複数の事業者等へ派遣を行うものであります。移住者などの職員は、年間を通じて組み合わせた複数の仕事に従事する仕組みとなっております。このメリットとして、事業者においては、人材のシェアにより担い手の確保ができ、また、職員におきましても、安定した雇用環境が確保されるなどの点が挙げられます。

なお、財政的支援につきましては、市町村が組合の運営費を負担した場合に、国の交付金等の支援措置が用意されておまして、市町村の負担も軽減されることとなります。

**○図師博規議員** 実施主体は市町村ではありませんが、市町村の実質負担も事業費の8分の1程度で済むことになっておりますので、県としても、組合設立支援のみならず、運営や事業拡大にも積極的に支援していただきたいと思えます。

そこで、既に組合認定を受けている日南市と諸塚村の組合がどのような事業展開となっているのか、再度、総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 日南市の「A・Cにちなん事業協同組合」につきましては、農業、製造業、観光業などの14の事業者が組合員となり、それぞれ事業者の繁忙期を中心に、例えば、夏は農業、秋は製造業、冬・春は観光業といった事業へ職員を派遣する計画となっております。現在、組合では、応募のあった20名から職員3名を雇用しておまして、全員県外からの移住者であります。

次に、諸塚村の「協同組合もろつかわーく」につきましては、農林業、小売・製造業、商工団体など8つの事業者が組合員となりまして、農林業や食品製造業のほか、事務補助なども組み合わせて職員を派遣する計画となっております。来月から職員2名を雇用する予定であります。

**○図師博規議員** この事業で雇用される方々はパートではないんですね。正規社員としての採用になるという大きなメリットがあります。このことは、東京、大阪、福岡の、宮崎の県外事務所でも大いにPRしていただき、コロナ禍の地方回帰、または地方移住への波をしっかりと捉えていただきたいと思えます。今後、県として、この組合設立促進のため、市町村及び関係機関とどのように連携を行うのか、再度、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（松浦直康君） 県内では、現在、都農町など複数の市町村において、制度導入に向けた検討が始まっております。特に椎葉村では、組合の設立に向け、各事業者の合意形成や年間の派遣スケジュールの調整などが具体的に始まっております。

県としましては、市町村や事業者を対象とした説明会を通じて、制度の周知や理解促進に努めますとともに、市町村が実施する先進地視察や労働需要調査等に対する補助を行っているところであります。こうした取組を引き続き行ってまいりまして、組合設立の動きを積極的に後押ししてまいります。

○図師博規議員 この組合事業が全市町村で設立に至るような積極的な支援をいただくとともに、中山間地では、組合の加入事業者の確保が困難な地域もあります。なので、広域地域や一部事務組合での組合運営を可能にするなどして、制度の柔軟的な活用で、支援の拡充も考慮していただければと思います。

では、次に、障がい者雇用に関して質問してまいります。

まず、県内企業の法定雇用率の達成状況と、その雇用率未達成の場合に発生する障害者雇用納付金の状況についてお伺いします。

ちなみに、障害者法定雇用率は最近も改定されており、民間企業が2.3%、国、地方公共団体が2.6%、都道府県等教育委員会が2.5%雇用すべきとなっております。民間企業は法定率を満たさない場合、法令遵守を問われるほか、官公庁の入札で不利になる場合もあります。

そこでまず、県内の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県内の法定雇用率の達成状況につきましては、宮崎労働局

の調査によりますと、令和4年6月1日現在、民間企業につきましては63.0%、教育委員会を含む地方公共団体につきましては75.8%となっております。

また、障害者雇用納付金制度につきましては、常時雇用している労働者数が100人を超える民間企業について、法定雇用率を達成していない場合に、不足する障がい者数に応じて、1人につき月額5万円の納付金を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構へ納付する制度であります。納付額につきましては、全国の状況となりますが、令和元年度が366億円余、令和2年度が345億円余、令和3年度が364億円余となっております。なお、地方公共団体につきましては、この納付金制度の対象とはなっておりません。

○図師博規議員 今、福祉保健部長に答弁いただいたとおり、宮崎県の企業と公共機関の障がい者の雇用率は全国平均を非常に上回っておって、優秀な状況は以前から続いてきております。ただ、今、最後のほうで答弁がありましたとおり、全国の数字を見ますと、法定雇用率の引上げに伴い、納付額が非常に上昇、高止まりをしているという状況があるのも事実であります。

障がい者雇用については、内容を大きく分けますと2種類あるんですね。1つは、健常者と同じく、最低賃金をクリアした条件で就労することができる一般就労と、もう1つは、最低賃金をクリアしないまま仕事に従事する福祉的就労、この2つがあります。

それでは、県内の障がい者がどの程度一般就労されているのか。また、一般就労につなげるための就労移行支援事業や就労継続支援A型でどのくらいの方が従事されているのか。また、

令和5年3月1日（水）

もう一方の福祉的就労に当たる就労継続支援B型にはどの程度従事されていて、また、それらの方々の平均賃金がどの程度となっているのか、再度、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 県内の障がい者の一般就労者数につきましては、宮崎労働局の調査によりますと、障害者雇用促進法で雇用を義務づけられている一定規模以上の民間企業及び地方公共団体におきまして、令和4年6月1日現在で3,221人が就労しております。

次に、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所の実利用者数と平均利用日数につきましては、最新のデータであります昨年11月の実績では、就労移行支援事業所の実利用者数が410人、平均利用日数が17.6日、同じく、就労継続支援A型事業所の実利用者数が940人、平均利用日数が18.8日、同じく、就労継続支援B型事業所の実利用者数が3,013人、平均利用日数が17.5日となっております。また、令和3年度の平均工賃等につきましては、A型の賃金が月額6万7,570円、B型の工賃が月額2万225円となっております。

○凶師博規議員 今、答弁がありましたとおり、最低賃金をクリアする、いわゆる一般就労の方々の平均賃金ですら6万7,000円余り、福祉的就労に当たるB型の事業所につきましては、月額2万円程度の収入しかございません。ただ、この数字をもってしても、全国平均よりも高い水準を本県は維持できているという現状もございます。

それでは、次の質問ですが、先般、宮崎日日新聞の記事で、「障害者雇用「代行」急増」という大きな活字が躍りました。その内容は、全国約800社の企業が障がい者紹介事業所から障がい者の紹介、あっせんを受け、採用した方を、

その障がい者紹介事業所が管理運営する農園等で就労してもらうという形態で、企業側は紹介事業所に対して、紹介料として1人当たり40万円から70万円を支払い、雇用した障がい者に対しては、給料として月11万円から13万円を支払われているようです。

この事業に関する農園は県内には4か所ほどあり、そこで雇用されている障がい者の方々は企業の社員で、もちろん一般就労となります。また、農園から収穫された農作物は、福利厚生として企業の社員に無料配布されたり、社員が障がい者と一緒に作業をする研修もあり、心のバリアフリーにも役立っているということです。何より障がい者の保護者の方からは、「障害年金や福祉的就労だけでは自立生活ができないので、子供の将来を考えたときに、代行業業には大いに助けられている」との声もあります。

県として、この障がい者の雇用に関する代行業業、代行ビジネスとでも言いましょうか、この実態、形態について、どのような認識を持たれているでしょうか、福祉保健部長、お願いします。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 議員御質問の事業、いわゆる障がい者雇用代行ビジネスにつきましては、企業に社員として雇用され、相応の給与が支払われる等の肯定的意見がある一方で、業務が少なく、1日の大半が休憩時間であるとの報道もあり、職業能力の向上並びに職業人としての自立という障がい者雇用の理念に反するという声や、他の従業員等との接点が少なく、共生社会実現の観点から疑問視されるなど、様々な御意見があると承知しております。

このため国会では、昨年12月、衆参両院におきまして附帯決議がなされておまして、単に

雇用率の達成のみを目的として、障がい者雇用代行ビジネスが利用されないよう検討することが求められており、県といたしましては、今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

**○図師博規議員** もちろんこの事業モデルに賛否あることは私も承知しています。今、部長の答弁にありましたとおり、この形態が単に雇用率の達成のみを目的とした生産性の低い内容であれば否定されるべきです。しかし、障がい者の自己実現、自立生活につながるような事業内容であるのであれば推進されるべきです。

健全者の人材派遣事業は既に広く周知されていますし、このような事業は、障がい者の雇用促進と所得増につながる、少し形態を変えた人材派遣とも受け取れる側面もあります。

以前、常任委員会で、宮崎市の青島にあるANA（全日空）が経営する障がい者の事業所を視察調査したことがあります。そこでも航空業とは全くかけ離れたカレンダー作成や和紙づくりなどが行われており、その和紙を利用してANAの社員の名刺がつくられたりして、福利厚生として生かされていました。

障がい者雇用の形態が、企業が直接雇用するならオーケーで、代行業務、代行ビジネスになるとだめであるとは、短絡的に私は判断できないのではないかと思います。要は、障がい者の自立生活に寄与するかどうか、いわゆる障がい者を生活者であるという観点で理解し、それを支える支援策、制度が必要であると考えます。

質問にはしませんが、今後も障がい者雇用の在り方について、私も調査研究を進めていきたいと思っております。そして、冒頭にも述べましたが、高校生の下宿の状況の改善、または学生寮の利活用を拡充していくことについても、今

後、取り上げていきたい。でも、そのためには、来るべき改選期を乗り越えて再びこの場に帰ってこなくてははいけません。しっかり頑張ります。

そして、最後になりますが、今年度定年となります執行部の方々、そして引退される先輩議員の方々に心からの敬意を表しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

**○二見康之副議長** 次は、山内佳菜子議員。

**○山内佳菜子議員**〔登壇〕（拍手）立憲民主党、県民連合宮崎の山内佳菜子です。

通告に従い、今回は24問の質問をさせていただきます。政治家にとって言葉は命です。言葉を一つ間違えば命取りになる。そのような思いで今回は質問をさせていただきます。御答弁いただく知事、部局長にも、明快なるお言葉で御説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

最初に、宮崎日日新聞に対する「知事の動き」変更依頼問題について、知事に質問いたします。

知事は、「不適切な情報提供で県民に混乱を招き、県政の信頼を失墜させた」「全ての責任は私にある」と弁明し、今議会に自身の給料を2か月分全額カットするための条例案も提案されています。それでもなお、県民の中には、非常に厳しい声もいまだに聞こえてまいります。

ここでお尋ねします。県民から寄せられている意見の件数と主な内容を伺います。また、「辞職すべき」という厳しい声をどのように受け止めているのでしょうか、知事に伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、その後の質問は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

**○知事（河野俊嗣君）**〔登壇〕お答えします。

令和5年3月1日（水）

県民の皆様の御意見、御提言をお聞きする県民の声に、電話、メール、郵送などで、昨日までに275件の意見が寄せられております。その主な内容は、私が喉の異変を感じている中、初詣に行ったことや、新聞社に私の行動履歴の変更を相談したことへの御批判、また「県政への信頼が失墜した。知事は辞職すべきだ」といった御意見となっております。

今回の件につきまして、全ての責任は私にあります。「辞職すべき」など厳しい御意見を真摯に受け止め、二度とこのようなことが起こらないように、私自身、適切かつ明確な意思決定と指示を行い、責任ある県政運営に誠心誠意取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

**○山内佳菜子議員** 知事は常々、常在危機という言葉が口にされています。まさに今回は、知事の常在危機、そしてガバナンス能力が問われたことだったと思います。無給2か月で今回の問題が終わるわけではありません。今お言葉をいただいたように、二度とこのようなことが起きないように再発防止策をしっかりと取ること、真摯な姿勢を取り続けることが、県民の皆様が求められていることではないかと考えます。

そこで、改めて伺います。知事として、また組織として、再発防止に向けて今後どう取り組んでいくのか、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の事案を踏まえまして、まずは、私自身が県政を担うトップとして、例えば今回のような体調不良のときであっても、責任ある判断や意思決定、明確な指示を行うとともに、職員とも適切な緊張感を持ちながら施策を進めることを徹底してまいります。

また、組織としましては、休日などにあつて

も、組織内での十分な情報共有や判断・相談ができる体制づくりに努める、二重三重のチェックができるような仕組みづくりを進めるとともに、県民の皆様や報道機関への迅速で正確、丁寧な情報提供に取り組むこととし、その徹底につきまして、庁議の場などを通じまして、職員に指示をしたところであります。今後とも、県政に対する信頼回復に向け、誠心誠意取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** 再発防止策についても、しっかりと取り組んでいらっしゃるということが確認できました。今回のことで萎縮するのではなくて、県民の皆様、また県外の方に対しても、県の情報は信頼できる、確かな情報であると信じていただけるような情報発信の在り方、透明性の確保が今後求められてくると思います。

そこでお尋ねします。知事として、また組織として、今後のマスメディアとの向き合い方や情報提供の在り方をどのように考えているのか、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 県民の皆様から県政に対する信頼を得て、県政を進めていくためには、県の計画や施策、災害等のリスク情報なども含め、県民の皆様が必要とする情報を積極的に公開することにより、県政の透明化を図っていくことが重要であると考えております。

そして、マスメディアの向こう側には、県民の皆様が存在というものを常に意識する必要があると考えております。広報活動は、県民と県政をつなぐかけ橋として、県民の県政参加を促す上で、極めて重要な役割を果たしているものと認識しております。

このため、今回の件を教訓としまして、知事として、そして県として、これまで以上に迅速

かつ正確で分かりやすい情報の提供に積極的に取り組んでまいります。

また、その中で重要な役割を担う報道活動においては、マスメディアとの適切な緊張感と良好な信頼関係の下、丁寧できめ細やかな情報提供や取材対応などに努めてまいります。

**○山内佳菜子議員** マスメディアにいた身としましては、やはり信頼関係も大事である、それと同時に、緊張関係もしっかりと維持していかなければいけないというふうに感じております。今後も引き続きお願いしたいと思っております。

また、知事は、SNSでも御自身の言葉でいろいろな活動や思いをこれまで発信されてきていたと思いますが、今回の問題以降、更新が途絶えています。そのことについても、今こそ知事自らの言葉で、今後どう取り組んでいくのかをしっかりと説明してほしい、そう待ち望んでいる県民の方もいらっしゃると思います。ぜひ今こそ、知事の方で、自らの思いを皆さんにまた発信していただきたいと思っております。

それでは次に、少子化対策、子育て支援について6問質問します。

本日の宮日新聞でも、「出生数、初の80万人割れ 少子化、10年超速く進行」の見出しで、出生数の減少の危機的な状況を伝えています。

知事が最重要課題と位置づける少子化対策、既にほかの自治体は動き始めています。独自の子育て支援で有名な兵庫県明石市は、5つの無料化として、高校生までの医療費無償化、見守りも兼ねたおむつの無料宅配などに取り組み、9年連続人口増、主要税収入が8年で32億円増加したとの報道もあります。県内でも先日、都城市が、新年度予算案として、保育料、中学生以下の医療費、妊産婦健診、3つの無料化を掲げました。

明石市も都城市も、子供予算は未来への投資、私の自治体は子育てを最重要課題に位置づけている、そしてしっかり取り組んでいる、そういう強いメッセージ性を発信している、打ち出していると感じています。

知事は6月の肉付け予算で、強いメッセージ性がある予算を出してこられるのではないかと思います。ぜひ出していただきたいと要望したいと思っております。

そこでお伺いします。本県の子供・子育て政策について、強いメッセージ性を発信するために、どのような事業化、予算化を見据えていますか。知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 子供・子育て政策は、未来をつくる子供たちへの投資でありまして、本県の最重要課題であるとの認識の下で、私も県民を挙げてこの子育てに取り組んでいきたいという思いで提唱し、これまで「未来みやぎ子育て県民運動」を展開してきたところでありますが、コロナ禍の影響等によります昨今の出生数や婚姻数の急激な落ち込みには、強い危機感を持っております。

こうした危機感を県民の皆様と共有し、官民一体となって、出会いや子育てを応援する機運をさらに高めていく必要があると考えております。このため、令和5年度の当初予算案におきまして、骨格予算ではありますが、出会いや子育ての支援メニューをより一層拡充させた「ひなたの出逢い・子育て応援運動推進事業」や、地域の実情に応じた市町村のきめ細かな少子化対策の取組への支援事業を提案したところであります。

今後に向けましては、現在、国において「次元の異なる少子化対策」が議論されておりますので、その内容も十分踏まえた上で、幅広く子



育て世代の意見も伺いながら、子育てを楽しいと感じられる宮崎づくりに向け、必要な施策を検討、実施してまいります。

**○山内佳菜子議員** 朝日新聞の報道によると、都城市の池田市長は「国も人口減少対策に力を入れているが、1歩2歩先に行けば国に背中を押してもらえらる」とコメントしたようです。

知事の答弁では、どうしても「国の動向を注視しながら」「踏まえて」というような言葉がたくさん聞かれますが、4期目を迎えた今、強い独自性、ユニークなアイデア、そして県民がワクワクするような夢や希望が持てるような、そういう言葉、メッセージもぜひ発していただきたいと思います。

次に、知事は知事選前に公表した政策提案で、合計特殊出生率が1.8を超えることを目指し、外部有識者を交えた研究会を設置し、少子化対策を再構築するとしています。

そこでお尋ねします。知事が政策提案に掲げた研究会は、いつ、どのようなメンバーで設置するのですか。調査研究の方法・内容、政策の実現など、どのようなロードマップを描いているのか、現段階の構想を知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 少子化の要因は、ライフスタイルの変化や価値観の多様化に加えまして、雇用環境や子育てに対する経済的負担、子育てと仕事の両立、さらには地域の特性など、様々な要因が複雑に絡み合っているものと考えております。出生率の向上に向けましては、出会い・結婚、妊娠・出産、子育て支援といった対策にとどまらず、産業の活性化や雇用の場の確保、移住施策など、幅広い分野での対策が必要だと考えております。

このため、私の政策提案におきましては、外部有識者を交えた研究会を設置し、少子化対策

の再構築を図るとしたところであります。現在、その調査研究の方法や内容、スケジュール等について検討を行っており、今後、国において示される「次元の異なる少子化対策」の内容も踏まえたものにしてまいりたいと考えております。

なお、個々の自治体の取組、もちろん県も市町村もそれぞれ取組を進めていくということは重要でありますし、全国知事会というくくりの中でも、国に対し様々な提言を行っている、そのこともぜひ御理解いただきたい。

**○山内佳菜子議員** 今、知事からもお話がありました。国会では「次元の異なる少子化対策」という言葉が飛び交っていますが、その議論の中では、私たち子育て世代の肌感覚とはかけ離れた議論、言葉が飛び交い、啞然とする場面も見られます。育休・産休中のリスクリング、いわゆる学び直しの議論、「新たな小さな命を前に手いっぱいの中で学び直すとはどういうことなんでしょうか。子育てを経験していない人の発想ではないか」という反発を招きました。私も同感でした。異次元でなくていいのです。宮崎で暮らす私たちの肌感覚に合う、ごく当たり前の子育て政策が求められているのではないかと考えています。

結婚をしない、子供を産まないという選択も尊重しつつ、「結婚したくてもできないのはなぜ」「子供を産みたいのに産めないのはなぜだろう」、そういう様々な「なぜ」を持ち寄り、宮崎で暮らす多様な性別や年代、学校や企業、医療、福祉、教育の関係機関、民間団体の生の声が反映される研究会に期待しています。そして、宮崎に住む皆さんのリアルな声を生かし、宮崎の実態に合う最高の少子化対策に期待しています。

次は、障がいの有無に関係なく、安心して産み育てられる宮崎を目指す上での質問です。

年末に報道されましたが、北海道のグループホームで知的障がい者が不妊手術や処置を受けていた問題、絶対に許されるものではありません。

本県の重度障がい者の生活を支援する当事者団体、障害者自立応援センターYAH!DOみやぎきは今年1月、河野知事宛てに、県内で同様なことが起きていないかを調査することなど、4項目を掲げる要請書を提出しました。本県は、国の調査に先駆けて、独自に2月から調査を始めたと聞いています。

そこでお伺いします。宮崎県内での障がい者に対する不妊処置の実態について、調査内容や今後の対応を福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 北海道のグループホームの事案を受けまして、県では、所管するグループホームを対象に、同様の事例がないか、先月下旬から書面による調査を行っているところであります。調査内容としましては、利用者が結婚する場合などに不妊処置を条件とした事例や促した事例の有無、そして結婚等を禁止するルールの有無であります。

また、既に、グループホームを含む全ての障害福祉サービス事業者等に対して、障がい者の意思を尊重し、本人の立場に立ったサービスの提供に努めるよう、改めて通知をしております。今後は、調査結果を今月中に取りまとめる予定でありますので、その結果を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

**○山内佳菜子議員** 県と宮崎市で協力して、県内の113事業所を調査して下さっていると聞いています。迅速な対応に感謝いたします。ただ、事業所自ら答えないケースもあると思いま

す。御家族や当事者に対しても調査を検討すること、また、相談をしたいというときに、相談に対応できる受皿づくりも進めるように求めたいと思います。

次に、現在増えている共働き世帯、ひとり親にとって、必要不可欠な子育て支援の充実に向けて質問します。

子供が病気になった際に、保育園や学校に預けられない。そういう場合に、代わりに病気の子供を預かってくれる病児保育は必要不可欠な存在です。県こども政策課によると、本県の延べ利用者は令和3年度で9,038人と、子供は減っているにもかかわらず、利用が伸びている状況です。

そこでお伺いします。病児保育事業の実態について伺います。さらに設置を進めていくべきだと思いますが、県の考えを福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 病児保育事業は、病気になった子供を自宅で保育するのが困難な場合に一時的に保育する事業であり、少子化対策を進める上で大変重要な取組であります。このため県では、実施主体である市町村に対しまして、施設整備や運営に係る経費を支援するなど、設置促進を図ってきたところであります。その結果、今年度も新たに3か所で事業が開始されるなど、県内16市町で32か所に広がっており、延べ利用者数も年々増加しております。

一方で、利用者見込みが立てにくい、あるいは保育士や看護師の確保が困難であることなどから、設置が難しい地域もあります。子育て世帯の負担軽減と安心につながる事業でありますので、引き続き市町村と連携しながら設置を進めてまいります。

○山内佳菜子議員 設置を進めることと併せて、福岡県では、2月議会に120億円規模となる出産・子育て安心基金を創設する条例改正案を提案しています。病児保育の利用料を無償化するというような事業も盛り込まれています。県内では、病児保育の無償化に取り組んでいる市町村はまだありません。県から始めることで、市町村を後押しするような取組を求めたいと思います。

次に、小学校を終えた放課後に、子供たちを預かる放課後児童クラブについて伺います。

こちら、県こども政策課によると、利用は増加傾向で、令和4年度は1万3,122人が利用したそうです。

そこで、放課後児童クラブの現状と待機児童解消に向けた県の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（重黒木 清君） 放課後児童クラブは県内22市町村で実施しており、令和4年5月現在の設置箇所数は285か所で、年々増加しております。

一方、共働き家庭等の増加もあり、利用希望者は増加傾向にあり、今年度の待機児童数は199人で、都市部を中心に依然として多い状況となっております。

このため県では、事業の実施主体となる市町村に対して、施設整備や運営に係る経費を支援するとともに、必要となる人材を確保・育成するため、放課後児童支援員の資格取得や資質向上のための研修を実施しているところであります。今後とも、増加する利用ニーズに対応できるよう、市町村と連携して設置を進めてまいります。

○山内佳菜子議員 小学校を終えた子供が預けられないと保護者の方は働けない。そして最近

では、子供を巻き込むような痛ましい事件や事故も起きることもありますので、ぜひそういった観点からも、待機児童解消に向けて、今後もしっかりと取り組んでほしいと思います。

また、支援員に関してですが、短時間労働で給与が低いので、資格を取得しても辞めていく人も多いようです。処遇改善を進める事業はありますが、本県の放課後児童支援員等処遇改善事業実施自治体は、放課後児童クラブが設置されている22市町村のうち17市町、100%ではなくて77.3%。また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業実施自治体数は8市町、こちらは半分も行かずに36.4%にとどまっています。事業を活用するなど、質・量ともにさらなる充実を求めます。

次に、県立高校のタブレット端末について伺います。

端末は1台数万円と高額で、家計を圧迫するため、昨年の11月議会でも、私は、全都道府県のほぼ半数は各自治体で負担しているの、本県も公費負担をしてくださいと求めています。それに対し、県は低所得世帯に対して貸出し用端末を用意しているというような説明をされていますが、ここでお尋ねします。

高等学校の低所得世帯向けの貸出し端末の利用状況と今後の対応について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 高校では、今年度1年生から1人1台端末による学習を開始したところですが、低所得世帯等向けの端末は、全学年が端末を活用する2年後を見据え、3,400台整備しております。

今年度、各高校では、端末の貸出しについて1年生の全ての世帯に周知し、1学年相当分の約1,100台のうち106台を貸し出している状況で

あります。次年度の貸出し端末につきましては、来年度に入学する予定の中学生と保護者に対しまして、11月には中学校を通じて案内したところであり、今後も合格発表後の入学予定者説明会等において積極的に周知してまいります。

また、既に家庭で使用の端末の利用や副教材費の削減について、各高校に検討を指示したところであり、今後もトータルで保護者負担の軽減につながるよう取り組んでまいります。

**○山内佳菜子議員** 貸出し用の端末は、今の御説明ですと、用意した分に対して、実際に利用されている台数は1割にも満たない状態で、非常にもったいないと思います。高額な端末が眠らないように工夫をすべきです。そして、改めて端末の公費負担、せめて一部支援を強く求めます。

ここからは令和5年度予算案について6問伺います。

私が初めて登壇した令和3年11月議会で、県内のDV被害者支援を支える民間団体の声を届け、行政の支援からこぼれ落ちる被害者を支える民間団体へ財政支援すべきだと訴えました。

そこでお尋ねします。「DV被害者等セーフティネット強化支援事業」について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難で潜在化しやすい問題であるため、被害者が安心して相談でき、緊急の場合には同伴家族も一緒に安全が確保できる体制づくりを、支援を行っている民間団体を含む関係機関が連携して進めていく必要があります。

このため、お尋ねの「DV被害者等セーフティネット強化支援事業」におきましては、S

NS等を活用した相談窓口の拡充や、緊急時に保護できる受入れ体制の整備、また、支援員の資質向上等を行う民間団体を支援することとしております。これにより、新たな相談ニーズの掘り起こしや、女性相談所では対応が困難な中高生以上の男児同伴の被害者も保護できるようになるなど、セーフティーネット機能の強化が図られるものと考えております。

**○山内佳菜子議員** 宮崎県として、民間の保護施設やシェルターに直接支援する事業を行うことは、今回が初めてだと聞いています。御決断に感謝いたします。また、DV被害者は、女性だけではなく男性もいらっしゃいます。男性にも対応できる受皿づくりをぜひ進めていただきたいと思います。

次に、DV被害者等セーフティネット機能を高めるため、民間団体等との連携をどのように図ろうと考えているのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** DV被害者等の安全確保と自立支援を切れ目なく行うためには、女性相談所をはじめ、警察、市町村等の公的機関と民間団体が、それぞれの役割や強みを生かしながら緊密に連携していくことが大変重要であります。このため県では、関係機関で構成するDV被害者保護支援ネットワーク会議を設置し、全体会に加え、県内3か所での地区別会議も開催しながら、情報交換や課題解決のための具体的な援助方針の検討などを行っているところであります。

また、先ほどお答えした事業におきまして、民間団体の相談支援体制の強化を図ることとしており、関係機関によるネットワーク化をさらに進めることで、包括的な支援体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

○山内佳菜子議員 連携をより深めて、県内のDV被害者が一人でも減るように、そしてDVが根絶される宮崎県を目指して取り組んでいただきたいと思います。

次に、コロナ禍で全国的に過去最多となった、いじめや不登校の対策について質問いたします。

新年度予算に盛り込まれた「いじめ・不登校等対策事業」に係るSNS相談はどのように周知を図っていくのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 今議会でお願ひしております「いじめ・不登校等対策事業」に係るSNS相談の周知につきましては、相談期間や内容などを掲載した名刺サイズのカードを、年度初めに県内全ての児童生徒に配付することとしております。カードには、児童生徒が相談しやすいよう、スマートフォン等で読み取れるQRコードを掲載するなどの工夫を図りたいと考えております。

また、各学校や関係機関には、啓発用のポスターを掲示したり、年間を通じて計画的にリーフレットを配付するほか、テレビの教育広報番組等においても紹介する予定であります。このようにSNS相談の周知を徹底することで、子供たちの悩みや不安にいち早く応え、そのかけがえのない命を守る一助につなげてまいります。

○山内佳菜子議員 令和3年度にも同様のSNS相談を実施されていると聞いています。そのときの状況では、8月中旬から3月末まで1,257件の相談が寄せられて、通常の電話相談に比べて断然多い数の相談が寄せられたということです。いじめの解決、解消に向けて、さらなる取組をお願いいたします。

次に、不登校対策として、フリースクールな

どの民間施設との協議会を設置するとありますが、協議会の目的、構成メンバー、協議会を受けての県の取組について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県教育委員会では、本年1月に、初めて県内15のフリースクールなどの民間施設の方々とは意見交換会を実施いたしました。これを受け、来年度はさらに規模を拡大し、協議会を開催したいと考えております。その目的であります、よりよい支援のために各団体がどのような取組ができるのか、また、どのような連携を図ることができるのか等を協議するものであります。

さらに、その構成メンバーですが、フリースクールをはじめ、学校関係者や心理士会など、不登校支援に関わる様々な方々を想定しております。

県教育委員会といたしましては、協議会で得られる意見を基に、不登校の子供たちの将来の社会的自立に向けた主体的な取組を支援してまいります。

○山内佳菜子議員 それぞれ個別に活動されていた皆さんが、一つの場に集まって意見交換ができる、情報共有ができる、そういう場所をつくってくださった。それは、やはり県にしかできない役割だと思います。感謝申し上げます。

私が生活する大宮地区では、増え続ける不登校の子供たちに何かできないかと元校長先生が呼びかけられて、里親、学生、様々な立場の皆さんが「こころの居場所」というグループをつくれ、私も参加させていただいています。このように、地域でもそのような動きが出てきているということです。

公立大、県立看護大の学生の参加を募り、生徒の学習支援や、大人、学生、生徒が一体となった社会参加型の触れ合いの場を設定してい

ます。また、不登校の子供や家族の支援に取り組む団体「エリアリアン」とも協力して、試行錯誤しながら活動を続けています。

その元校長先生は、「成果の大きさに、生徒、スタッフ、学校と喜び合っています」と、うれしそうにお話をされています。その上で、「子供の登校状況や現場の実情を知るのは、やはり各学校となりますと、各学校の協力は不可欠です。協議会や不登校対策を考える際には、各学校にも積極的な参加を促すようお願いしたい」とおっしゃっています。

どうしても学校の先生方は、情報を共有することにこれまで慣れていなかったり、個人情報もあるので非常に難しいということは理解はできますけれども、やはり学校だけでは解決できない問題というものも増えていますので、ぜひ学校以外の皆さんとの連携についてもしっかりと進めていただきたいと思います。

続いて、新年度予算案から、「津波防災地域づくり」推進事業について2問伺います。

南海トラフ地震への備えは急務です。国は避難体制を充実させるため、津波浸水想定地域を抱える本県を含む39都道府県全てで、津波災害警戒区域を指定することを目標としています。現在、20道府県が指定済み、本県はこれから準備に着手するところです。ただ、警戒区域の指定については、「危険な印象が強まり、地価が下がるのでは」「土地が売れなくなるのでは」という懸念もあり、他県では、市町村の意向を反映して、指定しない自治体もあるようです。

本県では、宮崎、延岡、日向市など、沿岸の10市町が津波浸水想定地域を抱えています。ここで質問いたします。

津波災害警戒区域の指定について、県としての考えを県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（西田員敏君）** 津波災害警戒区域の指定につきましては、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、最大クラスの津波による浸水が想定されている地域において、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、関係市町村長の意見を聴いた上で、知事が定めるものであります。

本県におきましては、南海トラフ地震などによって発生する津波により、甚大な被害が想定されていることから、津波災害に強い地域づくりが大変重要と考えております。

県としましては、効率的かつ効果的な避難対策を推進するため、関係市町と連携し、津波による浸水が想定されている全ての地域において、指定に向けた取組を進めてまいります。

○**山内佳菜子議員** 県としては、10市町全てで指定を目指したいというお答えをいただきました。他県では、指定する際の過程も大切にしています。静岡県では、津波の専門家や国、市の代表で検討委員会を設置し、警戒区域の基準となる水位の考え方などを示す手引を公表しています。そして、合意の取れた市町から順次指定をしたようです。市民や地元住民の理解を得るための説明会やワークショップを開く自治体もあるようです。

そこでお尋ねします。津波災害警戒区域の指定に向けて、今後、どのように進めていくのか、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（西田員敏君）** 津波災害警戒区域を指定し、効率的かつ効果的な避難対策を推進するためには、関係市町の理解と協力が不可欠であります。また、地域の皆様にも区域指定に対する理解と関心を深めていただき、的確な避難行動につなげていくことが大変重要であります。このため、今議会にお願いしておりま

す「津波防災地域づくり」推進事業」において作成する資料を基に、指定の範囲などについて関係市町の意見を聴くとともに、住民に対する周知のための説明会を開催するなど、津波災害警戒区域の指定に向けた取組を丁寧に進めていくこととしております。

**○山内佳菜子議員** ぜひ丁寧な対応をお願いいたします。

次の質問です。パートナーシップ制度について、知事にお尋ねします。

これまでも様々な議員がこの件に関しては質問されていますが、最近の情勢の変化もありましたので、それを踏まえて、改めて知事のお考えを伺いたいと思います。

国会では2月、同性婚への差別的な発言で総理大臣秘書官が更迭されたことから批判が高まり、LGBTへの理解を増進するための議員立法について、与野党で議論が活発化しています。そして、20日には全国の23県の有志知事が共同声明を出されています。河野知事も声明に参加されているようです。

21日配信の茨城新聞によると、国の政策を後押しするなどといった内容の声明になっているようです。また、その場では、パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携の拡大に向けて、知事側から意欲を示されたとも報道されています。

また、宮崎県人権同和対策課によると、2月1日時点で、全国では10都府県がパートナーシップ制度を導入しています。宮崎県内では9の市町が導入していますが、宮崎県は「県民の理解と市町村の協力が必要」という答弁を繰り返し、導入を検討するに至っていません。

一方、2月27日の日本経済新聞の記事では、日本経済新聞社の世論調査で、男性や女性同士

で結婚する同性婚を法的に認めることについて、賛成が65%、反対24%という結果が現れ、他社の世論調査でも軒並み賛成が反対を上回っています。社会では同性婚やLGBTの理解が広がりつつあります。理解と協力を進めないといけないのは、知事、宮崎県のほうではないでしょうか。

そのような認識の上で質問をいたします。パートナーシップ宣誓制度の導入について、県として検討する考えがあるか、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** パートナーシップ宣誓制度につきましては、まずは県民の皆さんが性的マイノリティーの方が抱える悩みや困り事を知り、制度の内容、導入が求められる理由を理解していただくこと、そして地域の中で安心して暮らし、活躍できるよう、応援していただくことが重要であると考えております。また、県が導入する場合には、この制度によって受けられる実際の行政サービスや手続を担う市町村の理解と協力が不可欠であると考えております。

このため県では、性の多様性への理解促進に向け、当事者を講師とした講演会の開催や人権情報誌への掲載のほか、今年度、新たに啓発資料の作成に取り組んでいるところであります。

また、当事者の方々から改めて御意見を伺ったほか、既に導入した市町や、現在、導入していない市町村の状況や考え方などについて意見交換を行っているところでありまして、今後さらに議論を深めてまいります。

**○山内佳菜子議員** 私は、河野知事個人のお考えをお伺いしたかったのであります。今の答えだと、宮崎県の組織としての動きの回答だだと思います。知事御自身はパートナーシップ制度導入に関してどのようなお考えなのかをぜひ

聞かせていただきたいと思います。改めて、知事個人のパートナーシップ制度導入に関しての御意見を聞かせてください。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、申し上げた基本的な考え方は私も同様であります。県民の皆さんの理解が必要だということと、実際のサービスを担う市町村の理解というものも得て、進めていく必要があるということでございます。また、当事者の方々の御意見も伺っておりますと、様々なお考えがあるということも丁寧に進めていく必要があると、そのような考えであります。

**○山内佳菜子議員** ありがとうございます。予定にはない質問でしたので、ありがとうございます。

ただ、100人が100人に理解を得るというのは非常に難しい、あり得ない話だと思います。パートナーシップ制度に関しては、制度を利用するかどうかの選択肢を増やす。そういう考え方で私は制度の導入の検討を進めていただきたいと思います。ぜひ知事には、またいつの日か御決断をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の質問にいきます。公営住宅について、3問質問いたします。

公営住宅に申し込むが、なかなか入居できないという相談をいただいています。

そこで質問いたします。県営住宅の管理戸数と障がい者専用住宅の戸数について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県営住宅につきましては、令和4年3月31日現在、建て替えや改修工事のために募集を止めている住戸を除き、8,638戸を管理しております。このうち、これまでにトイレ及び浴室の手すりの設置や室内

の段差解消など、バリアフリー化を行った住戸は3,251戸でございます。

議員お尋ねの車椅子が通行可能な屋外スロープ等が整備された障がい者専用の住戸は9戸となっております。

**○山内佳菜子議員** 私がいただいた質問者の方が体に障がいがある方でしたので、部長にそのような質問をさせていただいたのですが、今後、高齢者や障がい者が増えていく、体が動かしづらい方が増えていくという中で、そういう戸数を増やすべきではないかという御意見もあります。

そこでお伺いします。今後、県で障がい者専用住宅の戸数を増やしていく考えはないか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 障がい者専用住宅につきましては、まずは、地域のニーズに精通した市町村が主体的に整備することが望ましいと考えております。このため県では、モデル的に3地域において、先ほど答弁しました9戸を整備した後、市町村に整備を促してきたところであります。その結果、現在、市町村が管理する障がい者専用住宅は、宮崎市の216戸をはじめとして、8市1町で295戸となっております。

一方で、地域的な偏りや障がい者専用住宅をまだ整備していない市町村もございますので、引き続き市町村に対し整備を促すとともに、公営住宅の広域的・補完的な役割を担う県営住宅につきましても、県民の多様なニーズを踏まえ、専用住宅の整備を検討してまいります。

**○山内佳菜子議員** 今後、単身世帯の方も増えていくと見られています。県営住宅における単身世帯の入居要件を緩和する考えはないか、県土整備部長に伺います。



○**県土整備部長（西田員敏君）** 県営住宅の入居資格につきましては、同居親族等があることを要件の一つにしておりますが、60歳以上の方や身体障がい者、DV被害者の方などについては、例外的に単身での入居を認めております。

また、都城市や延岡市など、過疎法による過疎地域等となっている9の市町の県営住宅は、同居親族等の有無にかかわらず入居が可能となっております。

県としましては、社会情勢の変化に応じて入居要件を見直していくことは必要であると考えており、今後、県民ニーズの把握に努め、有識者や関係団体等の意見を伺い、本県に適した入居要件を検討してまいります。

○**山内佳菜子議員** 有識者や利用者、実際に運用する管理者も交えて、ぜひ協議を進めていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

続いて、今日の宮日新聞23面でも取り上げられている高次脳機能障がいに関連して、4問、福祉保健部長に伺います。

知事選で、高次脳機能障がいの家族会が候補者に公開質問を行いましたので、その結果を基に質問いたします。

医療や福祉において、障がいのある方の支援の最も基本となる大切なことは、障がいの当事者全員が正確な診断を受け、障害者手帳を取得することです。ごく当たり前のことのようにですが、高次脳機能障がい者にはそれすらできない方が大勢いることが現状です。県の資料によると、本県の高次脳機能障がいと見られる人のうち、医療機関から診断を受けている割合はわずか7.7%、障害者手帳取得者は何と0.2%にとどまります。

県は本年度から、高次脳機能障がいの方向け

に生活訓練と就労訓練等を行う通所事業「結」をモデル的に設置しました。県内でそのような事業所がない中、関係者からは評価する声や喜びの声が上がりました。一方で、定員はわずか5人と非常に狭き門です。一日も早く県内の必要な方に届けるべきだと思います。

そこでお尋ねします。高次脳機能障がい者のための通所教室「結」の取組を今後どう広げていくのか、福祉保健部長に伺います。

○**福祉保健部長（重黒木 清君）** 御質問の通所教室につきましては、宮崎大学医学部や民間医療機関の御協力の下、社会復帰を望む方が就労等の次のステップに円滑に移ることができるよう、自らの障がいを認識し、社会生活に適応していくための基礎的な訓練を行ってまいりました。受講生からは、「言葉がスムーズに出るようになった」「就労を目標に頑張りたい」等の前向きな言葉が聞かれ、この取組の意義を実感しているところであります。

来年度は、教室の開催時期等の運営方法を工夫し、より多くの当事者の方を受け入れることとしており、さらに民間事業所等においても同様の取組が広がるよう、支援手法やプログラムなどノウハウの共有に努めてまいります。

○**山内佳菜子議員** 受入れ人数が増えるということで、ありがとうございます。

一方で、民間の事業所でも実施してくれる事業所が増えるように、県としても働きかけをお願いいたします。

県の障がい福祉計画では、「高次脳機能障がい者が、身近な地域で診断を受け、十分なリハビリ等を受けることができるよう、対応可能な支援協力医療機関数を増やすとともに、就労支援機関や市町村等との連携を強化し、地域での支援ネットワークを充実させる取組を行いま

す」としています。

ただ、今日の宮日新聞でも、高次脳機能障がいに対応可能な医療機関44施設を、県のホームページで公開を始めたことが紹介されましたが、その中では、過去に情報が公開されていたものの一旦削除されたとの記載もあります。

そこで伺います。身体障害者相談センターのホームページに掲載されていた医療機関情報が削除された理由について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 御質問の高次脳機能障がいの受入れ医療機関の情報につきましては、平成28年度に県身体障害者相談センターのホームページに掲載しておりましたが、一部が古い情報となっており、更新の必要があることから、昨年度、削除したものです。そのため今年度、神経内科や脳神経外科等を診療科目とする県内の医療機関を対象に、確定診断やリハビリテーションの実施の有無など、高次脳機能障がい者の受入れ体制等に関する調査を実施し、改めて、受入れ医療機関の情報として県ホームページに掲載したところであります。

**○山内佳菜子議員** 全てを一旦削除してしまったようですが、一部の削除や変更で対応できたのではないのでしょうか。医療情報は障がいがある方が適切な医療や支援につながるための命綱です。宮日の記事に登場する男性も、障がいを自認するまでに3年もの時間を費やしたと苦勞を語っています。定期的な更新などで、県民が正確な情報につながる仕組みづくりを強く願います。

また、その福祉計画では、「高次脳機能障がい者の数や医療・障がい福祉サービスによる支援状況などの実態把握に努める」と示されていますが、令和4年度現在、実態調査はなされて

いません。

ここで伺います。実態把握調査の時期や方法、公表の予定について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 高次脳機能障がいは「見えない障がい」とも言われ、周囲だけでなく御本人がその認識がないことが多く、実数で把握することは極めて困難であります。しかしながら、より効果的な支援を行うためには、可能な限り実態を把握することが重要でありますことから、第6期宮崎県障がい福祉計画において調査を実施することとしており、来年度の調査に向けて準備を進めているところであります。

調査方法等につきましては、参考となる他県の事例等、情報収集を行っておりますが、医療機関や家族会等の御意見もいただきながら検討してまいります。

なお、調査結果については公表し、高次脳機能障がいへの県民の理解促進にもつなげてまいります。

**○山内佳菜子議員** ぜひ正確な実態をつかむ調査を行っていただきたいと思います。お願いいたします。

高次脳機能障がいに関しましては、支援拠点は、宮崎大学、身体障害者相談センターの2か所だけ、相談等を業務とする高次機能障がい支援コーディネーターはわずか2人です。相談体制の強化が求められますし、高次脳機能障がいに対応できる医師、医療機関など、限られた支援資源を増やす取組も大きな課題です。急ぎ必要なことは、「あそこに行けば大丈夫」というように、医療、相談、福祉、就労、家族支援など、当事者や家族が求める一連のものにしっかりとつなぐ仕組み、ネットワークをつくるこ

と、それこそが県にしかできない大切な役割ではないでしょうか。

そこで伺います。高次脳機能障がいについての相談、医療、就労に関する支援をどのように充実させていくのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（重黒木 清君）** 高次脳機能障がいのある方々を適切な支援につなげる相談支援につきましては、県身体障害者相談センターが中心となり、医療、福祉、就労等の関係機関と連携しながら必要な支援を行っております。

また、医療や就労の面では、確定診断やリハビリテーション等を行う医療機関や受入れ可能な就労継続支援事業所等の拡充を図るため、支援者向けの研修を実施しております。

県としましては、高次脳機能障がいのある方が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、関係機関とより一層緊密に連携しながら、これらの取組を広げ、支援の充実を図ってまいります。

**○山内佳菜子議員** 今日は高次脳機能障がいの家族会の方も傍聴に来られています。ぜひ家族会の皆様と今後もしっかりと連携して、一人でも困っている方が救われるような実効性のある対策に取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

最後に、本日3月1日は県立高校の卒業式です。本日卒業を迎えられた高校生の皆さん、保護者、関係者の皆様、心よりお祝い申し上げます。

そこで伺います。県立学校の卒業式におけるマスクの取扱いについて、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 卒業式のマスクの

取扱いにつきましては、政府対策本部の決定を受けた文部科学省通知を踏まえ、県立学校に通知し、市町村教育委員会にも周知しております。

本県では、国の方針に沿い、児童生徒や教職員は、式典を通じマスクを外すことを基本としながら、校歌斉唱などはマスク着用等の対策を講じることとし、保護者等には着用を求めています。また、独自の対応としまして、会場の広さ等によりオンラインの併用も可能としたほか、感染に不安を抱く子供がいること等を踏まえ、せきエチケットやマスクを外しての発声を慎むなど、感染対策を徹底するよう周知いたしました。

なお、マスクの着脱について学校が強いることのないよう、また、このことで差別、偏見がないよう指導することも併せて通知したところであります。

**○山内佳菜子議員** 今朝会った高校生は、「卒業式ですか」と聞くと、「そうです」と、うれしそうに答えていらっしゃいました。4月からまた、マスク着用に関してはいろいろな変更があるかと思いますが、教育長がおっしゃったように、感染が不安な子もいらっしゃいますので、丁寧な対応をお願いしたいと思います。

これで私が予定していた質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○二見康之副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

---

午後1時0分再開

**○中野一則議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

令和5年3月1日（水）

次は、日高利夫議員。

**○日高利夫議員**〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。自由民主党の日高利夫でございます。

今日は、久方ぶりに、地元から大恩ある元上司の先輩、そして元議長さん、地権者の皆さん、御足労いただきました。恐れ入ります。

今回も、まずは農業問題から質問に入らせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、フードショック・穀物闘争についてお伺いいたします。

ウクライナ紛争勃発以来、1年が過ぎ去りました。コロナ禍の影響やウクライナ紛争など、全世界が100年に一度とも言われる難局に直面していると言えるのではないのでしょうか。世界の融和と繁栄、人々が世界を行き交う人類の明るい未来が期待された21世紀のグローバリゼーションは、今まさに大きな混迷の時代に突入したのではないかと。紛争とともに、生きることの源である世界の食の秩序が崩壊していくのではないかと心配でなりません。

世界の三大穀物は、小麦、トウモロコシ、そして米です。その食料としての小麦と飼料としてのトウモロコシが今、世界の平和を脅かす穀物として危惧されておりますが、米だけはまだ、この世界のフードショック・穀物闘争と言われる窮状にさらされておられません。

国の数値によりますと、令和元年度前後の世界の小麦の生産量は約8億トン、米は約5億トンですから、主食穀物の約40%は米でした。しかし、小麦はその生産量の約20%以上が輸出の対象になるのに比べ、米は約5%程度で自国消費が多い。つまり、国際情勢等により、世界の穀物メジャーなどから価格を操作されるリスク

が少ない米は、極めて優等生の穀物であると私は思っております。ですから、日本はもっと米を大事にしなければならぬと、私は言っているわけでありませぬ。

また、私は、本県が日本の食料供給基地を目指すのならば、日本の米の文化をいま一度真剣に考え直し、食料安全保障に役立てるべきだと叫び続けております。

このような中、1月に開会されました通常国会の施政方針演説で、岸田首相は、農業問題について「肥料、飼料、主要穀物の国産化推進」を掲げられ、食料安全保障の強化を進める方針を強調されました。

また、さらに、昨年夏以降、盛んにメディアで米粉のトップセールスをされているのが小池東京都知事であることをつい最近知りました。

「日本には米という瑞穂の国の大切な宝がある。小麦が逼迫する中、改めて米粉に注目してほしい。東京の力、消費者の力で全国の産地に力を」と、農村地域に向けたメッセージが話題になりました。

そこで、小池東京都知事の米粉普及の情報発信をどう受け止め、県として米粉の普及にどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

壇上の質問は以上とし、あとは質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

**○知事（河野俊嗣君）**〔登壇〕 お答えします。

小池東京都知事による情報発信は、大消費地ならでの、また小池知事らしい、インパクトが大きい取組であると受け止めております。

ウクライナ情勢を背景として、穀物需給が国際的に逼迫し、食の安全保障が叫ばれる中で、議員御指摘のとおり、100%自給が可能な米、改

めてその重要性を見詰め直すべきであり、活用していくべきだと、私もそのように考えております。

昨年、県産米粉の麺を試食し、もちもちした食感のおいしさに、改めて米粉の将来性を実感したところであります。

米粉につきましては、県内で生産・加工して付加価値をつける取組が重要であると考えておりまして、現在、県では、農家と加工業者のマッチングや学校給食会における米粉の利用支援などに取り組んでおります。

また、4月に開催されるG7農業大臣会合において、県内の高校生やJA女性グループなどが考案した米粉スイーツを提供したいと考えております。今後とも、様々な機会を捉えて、本県の米粉や米粉製品の魅力を県内外に発信するとともに、確実な需要の確保を進めながら、米粉の生産拡大を支援してまいります。以上であります。〔降壇〕

**○日高利夫議員** ありがとうございます。G7宮崎農業大臣会合で米粉のスイーツが提供できれば、これは本県にとって大きな前進だと思います。ぜひとも実現できるよう、知事、よろしくをお願いします。

欧米には、グルテンアレルギーによるセリアック病の患者が最大2,600万人いるとも言われています。グルテンを一切含まない米粉の有効性をしっかりPRしてきていただきたいものです。

せんだって、佐土原の食品開発センターを視察いたしました。非常に嚴重な二重三重の入室消毒にびっくりしましたが、ここに本年度新規事業として、米粉の製粉機が686万円で購入されましたが、それでは、食品開発センターに新たに導入された気流式製粉機について、2月に開

催した体験型講習会の様子と、今後どのように活用されていかれるのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（横山浩文君）** 講習会におきましては、8事業者14名の参加を得まして、粒子が細かく、でん粉の損傷が少ない高品質な米粉が製造できます気流式製粉機の特徴を説明し、実際に装置を用いた米粉の加工を体験していただきました。その中で、参加者からは、製粉時の注意点や米粉の特徴に関する質問に加えて、きめ細かい米粉への驚きや、早くこの米粉を使用して菓子類を試作してみたいといった声もあったところでございます。

小麦の価格高騰などを受け、米粉を活用した食品開発のニーズが高まっていることから、食品開発センターが有しております加工技術と本装置を積極的に活用することにより、米粉を用いた様々な食品の開発に取り組む事業者への支援を充実させてまいります。

**○日高利夫議員** 当たり前のことですが、これがおいしいかどうかなんですよ。県内に固執せず、産学官民を問わず、全国に情報を求め、全力で食品開発に取り組んでいただきますよう強く要望いたします。

さて、今年、WBC、AGTCに次ぐ、本県3つ目のビッグイベントであるG7宮崎農業大臣会合まであと52日となりました。

では、1月に実施された海外メディア向けのプレスツアーに関して、その概要や成果について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 御質問のプレスツアーにつきましては、本県農業の優れた取組や食の魅力を海外に向けて発信する機会となるよう、1月24日から25日までの2日間、在京の海外メディアを対象として実施したものであ

ります。ツアーには、アメリカやドイツなど6か国から9名の記者が参加し、世界農業遺産である高千穂郷・椎葉山地域や、日本農業遺産である田野の大根やぐらのほか、スマート農業やバイオマス発電に取り組む酪農家など、県内8か所を訪問していただきました。

各現場では多くの質問が飛び交い、これまで4社5つの媒体で記事が配信されるなど、伝統農法から先端技術に至るまで、多彩な農業や食、伝統文化などをPRできたものと一定の手応えを感じております。今後、4月にも同様のツアーを実施いたしますので、引き続き本県の農業等の魅力を広く発信できるよう準備を進めてまいります。

**○日高利夫議員** 手応えありということですね。よろしく願います。頑張ってください。

私は、今回のサミットは、コロナ禍とウクライナ紛争という戦後最大級の地球規模の危機に瀕するかもしれない、極めて厳しい条件下で開催されると思っています。

この日本が、宮崎が、農業分野でどのように人類の平和に貢献できるのかが問われるのではないかと考えております。平時ではないでしょう。小麦が駄目なら米があるんです。御飯が駄目なら米粉のパンができるんです。米は世界に貢献できる穀物であると私は信じております。しかし、本県の農産物のPRも、これはもちろん最重要課題であります。

それでは、G7宮崎農業大臣会合において、本県の農産物をどのようにPRされるのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** G7農業大臣会合におきましては、過去の開催地の状況を見ますと、歓迎レセプションや昼食会などにおいて地元産

の食材が多く使用されております。実際の会合で提供されるメニューや食材につきましては、主催者である農林水産省において決定されるものであります。農水省からは、地元食材の魅力が伝わるよう検討を行っていると同っております。

このため、本県としましては、おいしさ日本一の宮崎牛などのブランド認証品目をはじめ、有機農産物や水産物、加工品等も含めた、豊富で幅広い食材を使用していただけるよう働きかけているところであります。

各国の農業大臣や国際機関等が一堂に会する本会合には、生産者や関係の皆様からも熱い期待が寄せられていると感じております。レセプションをはじめ会合のあらゆる場面におきまして、私自身も直接各国の参加者に対してPRするなど、本県農産物の魅力について、積極的な情報発信に努めてまいります。

**○日高利夫議員** 知事は、2月17日の議会初日の所信表明の中で、歴代知事で4期以上を務めた黒木知事と松形知事に対して、本県が日本の食料供給基地としての地位を築くに至った黒木知事の防災営農や、松形知事の国土保全奨励制度に深く敬意を表すると述べられました。今度は知事、あなたの番ですね。何をどうされるのか期待しております。

宮崎県の飛躍への道しるべに大いに期待を寄せ、次の質問に移ります。

次は、みやざき被害者支援センターについてお伺いいたします。

不幸にして中学1年生の長男を交通事故で亡くし、以来、被害者の遺族として20年以上も交通安全の講演活動を続けている畜産農家の友人から、みやざき被害者支援センターを助けてほしいとの相談を受けました。この支援センター

については、宮日新聞で今年の1月に2度にわたり報道されましたので、御記憶の方もおられるかと思えます。

平成16年度に設立されたみやざき被害者支援センターは、犯罪の被害者、その家族や遺族の生活や心の傷等の支援をしていく公益社団法人であります。センター運営の非常に厳しい現状を、理事長である弁護士近藤日出夫先生に聞いてまいりました。

交通被害、暴行・傷害・殺人など、令和3年度実績として、電話やメールでの537件の相談支援を、裁判所や弁護士事務所へ付き添う81件の直接支援事業等を実施しております。相談支援業務は5年前の443件と比べ1.2倍に増加しており、長引くコロナ禍等で疲弊し切った中、さらに犯罪被害者となって苦しんでいる方々の心のよりどころである支援センターの役割は、ますます重要なものとなってくるものと考えております。

このような中、本県においては、宮崎県犯罪被害者等支援条例が令和3年7月に施行されました。犯罪被害者等の支援に理解を深めること、周囲の偏見、無理解による心ない言動、ネットによる誹謗中傷などの二次被害を生じさせないように努めることなど、県民の責務なども規定されておりますが、では、まず、この条例に関して、宮崎県犯罪被害者等支援条例において県の責務とされる支援に関する施策を総合的に策定し、計画的に進めることへの対応と、その重点施策について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 県におきましては、条例に基づき、犯罪被害者等に対する支援を総合的かつ計画的に推進するため、宮崎県犯罪被害者等支援基本計画を令和4年4月に策

定いたしました。この計画におきましては、4つの重点課題として、「犯罪被害者等支援のための体制整備」「精神的・身体的被害の回復・防止」「損害回復・経済的負担の軽減」「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」を掲げております。

これら4つの重点課題に的確に対応するため、配偶者暴力や交通事故など様々な窓口における相談対応、カウンセリングの充実、犯罪被害給付制度の周知、県民や事業者に対する広報啓発など、89の具体的施策に取り組むこととしております。

**○日高利夫議員** 最近、凶悪な殺人事件、幼い子供や高齢者が被害となる交通事故など、日本各地で事件・事故が後を絶ちません。しかし、犯罪被害者等の支援の重要性や必要性などは、当事者でなければなかなか理解を得ることは難しいところがあります。

では、条例に規定する「県民及び事業者の理解の増進」に関して、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性などについて、県民の理解を深めることが重要であると考えますが、県の広報啓発等の取組について、総合政策部長及び警察本部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 議員御指摘のとおり、犯罪被害者等の声に耳を傾け、その置かれている状況に理解を深めることは大変重要であります。そのため県では、犯罪被害者等を重要な人権課題の一つとして位置づけるとともに、県民や事業者の理解を深めるための広報啓発活動に取り組んでおります。具体的には、犯罪被害の当事者や学識経験者等を講師とした県民向けの講座や、企業、団体等の人権啓発担当者向けの研修を開催しております。

また、県内の企業や各種団体に配布しており

ます情報誌「じんけんの風」やホームページにおきまして、条例の内容及び県や民間支援団体の取組などについて情報発信を行っております。

**○警察本部長（山本将之君）** 心ならずも事件や事故の被害に遭われ、苦しんでおられる被害者やその御家族に寄り添い、各種支援をきめ細やかに行うとともに、被害者等を支えていく機運を社会全体に高めていくことは、議員御指摘のとおり、また、総合政策部長から答弁がありましたとおり、大変重要であります。

そのため県警察では、被害者等への支援活動について、宮崎駅前等の大型ビジョンでショートムービーを放映しているほか、各警察署において市町村の広報紙に被害者等支援に係る記事を掲載するなど、広報啓発活動に取り組んでおります。

また、犯罪被害者支援フォーラムを公益社団法人みやざき被害者支援センターと共催し、被害者支援に係る周知活動を行っているほか、同フォーラムでは、貴い命をテーマとした1行詩を募った上で優秀作品に表彰を行い、将来を担う若い世代に被害者支援に関する理解を深めていただく活動を行うなどしております。

**○日高利夫議員** 突然犯罪被害に遭い、幸せな生活を奪われた被害者に寄り添い、必要な支援を責任を持って行うために設立された支援センターであります。条例制定の趣旨も含め、支援センターの役割など、さらに一層の啓発をお願いしておりますが、では、改めて、公益社団法人みやざき被害者支援センターは、犯罪被害者等支援において重要な役割を担っていると考えますが、県の認識を警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（山本将之君）** 被害者等が必要

とします支援は、事件・事故の発生直後から始まり、時間の経過とともに多様化しますことから、県警察をはじめとする公的機関がその全てに対応することは困難な状況にございます。

こうした中、委員御指摘の公益社団法人みやざき被害者支援センターでは、裁判所等への付添い支援、また、無料カウンセリングの実施や法律相談等を切れ目なくきめ細やかに行っていたり、被害者等支援において極めて重要な役割を担っていただいております。

県警察といたしましては、同支援センターの活動に対する県民の皆様からの御支援、そして御協力がさらに得られますよう、各種警察活動を通じまして、その重要性を周知するとともに、同支援センターと引き続き緊密に連携し、被害者等支援活動に取り組んでまいります。

**○日高利夫議員** ありがとうございます。県においても、支援センター活動の重要性への認識につきましては十分理解できました。しかし、今、その支援センターの運営状況が非常に厳しくなっており、今後、被害者等への十分な支援体制が整わないのではないかと心配しております。

支援センター活動の財政基盤は、個人会員の年会費3,000円、法人・団体の年会費1万円による会費収入のほか、県からの受託収入、市町村負担金、そして寄附金収入などで賄われております。令和4年度は、会費収入や寄附金収入の減少で、約300万円の財源不足が見込まれております。相談件数等も増加の傾向にありながら、センターの運営状況は積立資金も底をつく逼迫した状況であります。人員削減や職員給与の減額等もやむなく、このままではセンター運営に大きな支障が出るだろうと悲痛な声を聞いてまいりました。



令和5年3月1日（水）

そこで、財政面で運営が厳しい状況にあるみやざき被害者支援センターへの何らかのサポートが必要ではないかと考えますが、県の見解を総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（松浦直康君）** 宮崎県犯罪被害者等支援基本計画におきましては、民間支援団体の活動に対する支援として、研修会等への講師の派遣や職員の技能向上のための助言・指導等、団体が開催するフォーラムや講演会等への協力、団体の取組に対する県民への周知などを行うこととしております。

先ほど警察本部長からもありましたように、みやざき被害者支援センターは、民間支援団体の中でも重要な役割を担う中核的な団体でありますことから、その活動に対する支援の輪が広がっていきますよう、関係部局と連携をしながら、どういった対応ができるのか検討してまいります。

**○日高利夫議員** コロナ禍等で会費収入もここ5年で大きく減少しております。県職員をはじめ、もっと多くの方に会員になっていただきたい。寄附金付きの自動販売機もなかなか設置台数が伸びておりません。国スポで整備する主要施設に自動販売機を設置してもらえないものかどうか。年間170万円程度の施設賃借料も大きな負担となっております。どこか県の施設に空き部屋はないものか。自助努力では対応できない状況であります。

市町村負担金の増額も見込めず、県の支援に頼るしかない現状を御理解いただき、みやざき被害者支援センターのさらなるサポートの検討をよろしくお願い申し上げ、次の質問に移ります。

次は、消防操法のあり方についてお伺いいたします。

先月、昨年9月の台風第14号で、災害救助などに功績があったとして、県内では、都城市、木城町、そして地元国富町と綾町が国から表彰を受けました。団員としては当たり前の救助活動ですが、国富町の受賞がニュースで放映され、県内の消防団員には大きな励みとなり、県民には消防団の存在を再評価する機会になったのではないのでしょうか。

さて、私も役場職員として、16年間の団員活動を経験してまいりました。消防団員にとって、夏の消防操法大会というのは、年に一度、本当に最高にヒートアップする大会であります。熱心なところでは、約2か月、仕事の終わった夕方に堤防に集合して、市町村大会、県大会、そして全国大会を目指して、必死の訓練を重ねるわけですが、この操法訓練こそが災害対応の基礎となります。今回、この操法大会の実技が大きく改正されました。

では、全国消防操法大会における操法実技の一部見直しの背景やその概要、また市町村消防団の反応について、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 操法実技につきましては、令和2年に消防庁が設置した消防団員の処遇等に関する検討委員会におきまして、「消防操法が、操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の消防団への参加を阻害している」と指摘されております。このため、消防庁とともに大会主催者となっている日本消防協会において、操法開始前の整列等を簡素化し、審査から除外するとともに、消防技術の向上に効果が乏しい動作を評価しないなどの見直しが行われたところです。

県消防協会によりますと、こうした見直しについて、市町村消防団からは、「消火活動に必

要のないパフォーマンス的な動作の訓練が減り、消防団員の負担軽減につながる」などの好意的な意見が寄せられているとのことであります。

**○日高利夫議員** 御答弁いただいたとおり、問題は、この操法大会へ向けた訓練が負担となって入団しない若者がいるという現実であります。今回の改正は、団員の減少と操法訓練の在り方という、長年の消防団の命題に大きく切り込んだ見直しだと私は評価しておりますが、それでは、操法実技の一部見直しは、消防団員減少対策に役立つと考えておられるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 今回の操法実技の見直しによりまして、パフォーマンス的な、あるいはセレモニー的な動作が審査の対象から外され、操法訓練が「適切な団体規律行動と消防技術の向上」を図るといふ、本来の趣旨に沿った実効性の高いものになると思われま。地域の高齢化が進み、また人々の価値観が多様化する中、自然災害は激甚化、頻発化しており、地域防災の要である消防団員の確保は喫緊の課題となっておりますことから、今回の見直しが消防団員の減少対策に役立つことを期待しているところであります。

**○日高利夫議員** 団員の負担軽減については、パフォーマンス的な動作、つまり規律動作が採点対象外になることによりまして、実践的訓練が重視されると、逆に体力的な負担が増して逆効果になることも考えられますので、今回の見直しの趣旨を十分周知され、団員減少に役立てていけるよう御指導をよろしくお願いたします。

防災・減災、ふるさとを守り育てるためには、消防団の存在は不可欠であることは言うま

でもありませんが、規律動作も軽視されることなく、時代とともに消防操法の在り方も最良の方法を考えていかなければなりません。

では、今回の見直しを受け、今後、消防操法大会をどのように開催していかれるのか、危機管理統括監にお伺いいたします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 消防現場での活動は危険を伴うものであり、指揮命令系統の確立と規律の醸成が必要不可欠です。また、消防操法は、消火活動における基礎的な動作をまとめたものであり、火災現場での安全な活動のために重要なものであります。

県としましては、これらの意義を踏まえつつ、今回の見直しを県大会に反映させるとともに、大会後は、その効果や課題について消防団と意見交換を行う場を設け、検証を行うなど、消防団員にとって有益な消防操法大会を目指してまいります。

**○日高利夫議員** コロナ禍により、地域によっては、本当に久方ぶりとなるハードな夏がまたやってきそうです。

答弁にもありました、大会後の事後検証をしっかりとやっていただくとともに、一層の消防団活動の啓発に力を入れていただきますようお願いし、次の質問に移ります。

次は、地元の重要な課題であります県道改良と河川掘削についてお伺いいたします。

主要地方道宮崎須木線と一般県道法ヶ岳本庄線の交差点から約300メートルの区間につきましては、沿線に保育所や寺院があり、高齢者や障がいを持たれた方々の参拝や保育園児の送迎車両が頻繁に出入りする上、周辺に若者定住の住宅団地ができることなどにより、30名程度の児童生徒が通学する通学路となっております。

道路の現状は、歩道がなく住宅が接近してお

り、路肩も十分確保されておらず、勾配も急で見通しも悪く、過去には4件の死亡事故も発生し、県道改良は町の道路行政の重要課題でもあったわけですが、令和元年に周辺地権者の同意書とともに道路改良の要望書が町に提出され、ようやく国の事業採択までこぎ着け、県において整備に着手していただき、町としましても、地域住民としても、ほっとしているところでもあります。

そこで、県道法ヶ岳本庄線の十日町地区で進められている道路改良事業の進捗状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 県道法ヶ岳本庄線は、国富町の法華嶽公園と県道宮崎須木線を結び、観光振興はもとより、沿線住民の生活を支える重要な路線であります。

議員お尋ねの十日町地区の県道宮崎須木線との交差点から北側の約300メートル区間につきましては、道幅が狭く、通学路合同点検の結果、要対策箇所ともなっておりますことから、今年度、新たに歩道整備を含む道路改良事業に着手したところであります。現在、地形測量や設計を実施しているところでありまして、今年の夏頃には地元説明会を開催する予定としております。引き続き、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期整備に取り組んでまいります。

**○日高利夫議員** ありがとうございます。悲惨な交通事故が再び起こる前に、何とか早期の完成をどうぞよろしくお願ひいたします。

次に、県管理河川木脇川の河川掘削についてお伺いします。

昨年9月の台風第14号により、国富町においても、大淀川支流の本庄川や深年川の右岸側において、浸水被害により、一般住宅や農業用地に甚大な被害が発生いたしました。

一方、深年川と合流する左岸側の県管理河川木脇川流域においても、床上浸水が5戸、床下浸水が20戸の浸水被害が発生しております。この地域では、平成17年の台風第14号の折にも、床上浸水が90戸、床下浸水が28戸と、それまでに経験したことのない大規模な住宅浸水被害があり、その後、国土交通省が激甚災害対策特別緊急事業により、深年川と木脇川の合流地点に大型の水門を設置してくれたわけですが、今回もまた浸水被害に遭ったわけでありす。

この木脇川は、住宅の合間を縫って流れる川幅が4～5メートルの小さな河川であります。左岸側には60戸を超す住宅団地があり、右岸側には、ただいま50戸の新しい住宅団地も造成中であります。住宅街の真ん中を流れる河川であり、河川改修などの大がかりな工事は現実的には無理と住民も理解はしているようですが、現在、県が実施している河川掘削工事等には大きな期待を寄せているところであります。

そこで、この木脇川における河川掘削工事のこれまでの状況と今後の取組について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** 国富町の木脇川では、平成30年度から国土強靱化3か年緊急対策や緊急浚渫推進事業を活用し、土砂堆積が著しい桑鶴地区や平原地区において、河川掘削工事や樹木伐採工事を実施してきたところであります。

しかしながら、昨年台風第14号に伴う異常出水により、桑鶴地区の一部で家屋の浸水被害が発生したことから、土砂堆積の確認された約300メートル区間で緊急的に掘削工事等を実施したところであります。引き続き、深年川との合流点から上流約1,700メートル区間において河

川掘削等を計画的に実施し、浸水被害の軽減に取り組んでまいります。

**○日高利夫議員** 今後とも、計画的な河川掘削事業の継続をどうぞよろしく申し上げます。この木脇川の上流には7か所の農業用のため池がありますので、それらの活用など、流域治水についても農政サイドと連携して取り組んでいただくよう要望して、次の質問に移ります。

次は、本庄高校魅力化推進についてお伺いいたします。

来年度、創立110周年を迎える県立本庄高校は、現在の生徒数は276人です。平成13年度に総合学科に改編され、令和2年度からはフードビジネス系などの新系列の導入、制服も県内初を選べる制服にリニューアルし、昨年夏には全日本高等学校大会で馬術部が18年ぶりの全国制覇を達成。さらに、令和3年度の県内就職率は約87%と非常に高く、今後とも、さらなる魅力化の推進が期待される地元自慢の高校であります。

さて、この本庄高校の南の玄関口には、令和2年度に開通した新本庄橋があります。現在、旧本庄橋の撤去作業も終了間近となっており、橋の両側にある3か所の道路敷地の跡地利用がどうなるか期待をしているところであります。

そこで、本庄橋の前後に残る道路敷地は、今後どのような活用を考えておられるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（西田員敏君）** バイパス整備などの道路改良によって生じる旧道敷につきましても、形状や面積、周辺環境に応じて、地元自治体の意向も伺いながら、駐車スペースや植栽帯などに有効活用しているところであります。

本庄橋は、交通量が多く、綾宮崎自転車道と

しても利用されていることから、議員お尋ねの本庄橋の前後の旧道敷につきましては、ドライバーや自転車利用者の休憩スペースとして活用する方法などについて、国富町と協議を行っているところであります。この旧道敷と新たに造った道路との間には高低差があり、一体的な利用が難しいことや、活用時の維持管理などの課題もありますので、今後とも、関係機関と十分連携を図りながら検討を進めてまいります。

**○日高利夫議員** 2か所の跡地については、何らかの新たな活用ができるものと期待されますが、残念ながら、左岸側の橋のたもとの跡地活用は、特に新たな道路との間に高低差が大きく、難しいように思います。

御承知のとおり、この旧道敷地の隣には1,000平米程度の竹林等があります。本庄高校の南の玄関口、国富町市街地への南の玄関口として、景観上の観点からも長年の懸案の土地であります。県の旧道敷地の跡地活用と併せて、何とかしてきれいにすっきりした土地にして利活用はできないものかと考えていたところです。

例えば、本庄高校のモニュメント広場とか、花園とか、桜を植えてもいいですね。フードビジネス系の生徒たちの実習農地とか、何か本庄高校のさらなる魅力化アップに役立てられないかと、高校のOBの方々と思案しているところであります。

なお、この竹林等とその周辺は、旧建設省、そして宮崎県、国富町、そして2人の地権者の所有となっております。地籍調査は既に終了していますが、この竹林等とその周辺に限り、地権者との関係で地籍調査のできない地区外地となっております。跡地活用には、この竹林等とその周辺の境界設定、用地交渉等の複雑な事情が絡み合っておりますので、今後とも、県にお

令和5年3月1日（水）

かれましては、必要に応じてお力添えをいただきますようお願いいたします。

さらに、関連して伺いますが、この竹林を過ぎると、今度は約200メートルの町道の急な上り坂が高校の正門前まで続きます。この町道は、通学路、災害時の避難経路として重要な町道ですが、こちらも用地交渉の問題で長年未整備のままになっております。この坂道を生徒たちは自転車を押して通学しているわけですが、幅員も狭く、見通しも悪い状態です。

では、本庄高校正門から南に通じる町道の通学路としての安全性の確保について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 議員御指摘の町道につきましては、約80名の生徒が利用しております。その多くが自転車による通学であります。この町道での生徒と車の接触による事故は、過去5年間、軽微な事故1件にとどまっておりますが、道幅が狭く、車の離合も難しいことなどから、安全性の確保が課題とされております。

そのため学校では、教職員はこの区間で車を使用しないこととしております。また、正門前やこの町道におきまして、生徒会や教職員、保護者による見守り活動を行うとともに、警察等と連携した交通安全教室の中で、特にこの町道を安全に通行することについて触れるなど、注意を促しているところであります。今後とも、子供の通学の際の安全性を確保するために、交通安全指導の徹底に努めてまいります。

**○日高利夫議員** さらなる交通安全指導の徹底をお願いいたします。

なお、この坂道の町道沿線につきましても、宮崎県、そして国富町、今日はわざわざおいで

いただきました地権者の方もおられます。この地域は地籍調査上の筆界未定地となっております。数十年来、道路改良が進まない複雑な事情もありますけれども、先ほども申し上げました跡地利用、そして、この町道敷につきましても、宮崎県、国富町の土地がありますので、ぜひこの辺は、今後とも、竹林と同様、こちらもまたよろしく御指導いただきますように、何とぞお願い申し上げておきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

最後は、デジタル化推進と身近な働き方改革についてお伺いいたします。

少々マニアックな質問になりますので、御容赦ください。

令和3年3月に、農林水産省は職員に対し、一太郎からワードに切り替えるよう通知いたしました。一太郎とは国産ワープロソフトですが、現在は一般ではほとんど使用されておられません。一方、ワードは外国産のワープロソフトであり、現在の日本を含めた世界の主流であります。先ほどの農水省の通知は、我が国ではほとんど使用しなくなった一太郎を農水省はいまだに使っていたのかということがテレビやネットで話題になりました。

そこでまず、農林水産省が職員に対して、一太郎ではなくワードの使用の徹底を通知したとの報道がありましたが、農政水産部の業務への影響について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 農林水産省では、自治体や民間企業からの意見を受けて、文書作成に用いるソフトウェアをワードに統一するよう職員に対して通知が行われ、現在、一部の業務を除いて、ワードが使用されていると伺っております。

令和5年3月1日（水）

農政水産部におきましては、ワードや一太郎をはじめとする、業務に必要なソフトウェアを搭載した県の一括導入パソコンを使用しており、農林水産省の通知については、業務への影響はないものと考えております。

○日高利夫議員 ありがとうございます。農林水産省では、原則ワードを使用していますが、県の農政水産部では、普通に問題なく、今も一太郎を使っているということですね。

それでは、一太郎を業務で利用している割合について、県庁全体ではどのようになっているのでしょうか。また、九州各県、県内市町村の一太郎の利用状況を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） ワープロソフトの一太郎を業務で利用している割合について、詳細には把握できておりませんが、各職員が業務で利用しておりますパソコンの操作履歴から、今年1月の1か月分について調査を行ったところ、知事部局では、約51%のパソコンが1日1回以上、一太郎を利用しておりました。また、九州各県におきましては、本県を含む5県がワードと併せて一太郎を利用しており、県内市町村においても、5つの自治体が利用している状況となっております。

○日高利夫議員 ということは、県内では、26市町村のうち、8割は一太郎を使っていないということになりますが、県庁はまだ約半数が利用しているとのことのようです。

県が一太郎を使い続けておられる理由は、使い勝手のよさと、一番は以前からの文書や資料が一太郎で作成されているためと私は聞いております。農林水産省も、自治体や民間企業からの要請でワードの使用を徹底しています。県内の市町村も、主流となっているワードとの互換

性が悪い、県からの文書がPDF処理されていないから文書が開けないなど、一太郎には迷惑しているように私の調査では感じたところがあります。

多くの県内市町村は、ワードが主流になった平成中期に、みんな努力して一太郎からワードへ一斉に切り替えてきたわけですね。県もそろそろワードへ切り替えるべきではないでしょうか。

さらに、費用対効果の面から考えていただきたいです。最近の新規採用職員で、採用前に一太郎を使っていた職員がいるのでしょうか。私の調べたところでは、いないと思っているんです。引き継いだ文書が一太郎だから使用しており、仕方なく操作を覚えるのに2週間から3週間は時間がかかるだろうということでした。

では、新規採用職員が2週間で10日間、80時間勤務し、さらに、その10分の1の時間を一太郎操作の習得に要したと仮定した場合、8時間が必要になります。

令和3年度新規採用職員は852人です。答弁では、約51%の職員が一太郎を使用していることですので、新規採用職員の約51%、435人が一太郎操作の習得として8時間操作したと仮定した場合、県職員の平均時給単価は約2,000円だそうですから、金額に換算すると年間700万円あります。こういったことから、私は、一太郎を廃止して、省力化、働き方改革に結びつけるべきと思いますが、今後の方向性について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 一太郎につきましては、各行政機関での利用は減少傾向にありまして、また、ワープロソフトの一本化は、一般的には業務の標準化や最適化、経費削減に有効な手段であるとされております。

一方で、一時的に職員の業務負担が増加することや既存文書のデータの変換に時間を要することなどの影響が考えられることから、利用を一斉に廃止するには幾つか課題もあると認識しております。今後、こうした課題や各職場での利用状況等を踏まえ、可能なところから順次切り替えていくなど、引き続き検討してまいります。

○日高利夫議員 順次切り替えですね。ありがとうございます。しかし、1年でも早く実現すべきであり、なおかつ、新規採用職員の一太郎使用は直ちに廃止すべきだと私は考えます。ぜひ御検討をお願いいたします。

次に、最近、オフィスワーカーの働き方改革として、マウスを使わずにパソコンを操作する脱マウスへの関心が高まっております。マウスとキーボードの間を手が幾度となく行ったり来たりする時間の無駄を省き、費用対効果を上げる身近な働き方改革であります。さらに、ショートカットキーを駆使して一層の省力化を図るというものです。一般にはまだなじみの薄い話題ですが、パソコン操作が格段に効率化される働き方改革であると期待されております。

では、県庁においても、脱マウスやショートカットキーの利用により、操作時間の短縮や経費節減が図られると考えますが、県の考えを総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） パソコンの入力装置でありますマウスを使わずに操作する方法、いわゆる脱マウスにつきましては、例えば、単純な文書作成業務やパソコンを執務室外に持ち出して使用する現場業務におきまして効率的な場合があります。

一方で、図面を作成、編集するCADソフトやプレゼン資料作成ソフトを利用する業務など

では、可動域の広いマウスを利用するほうが、操作性において有効な場面もあると考えております。

また、パソコンのキーボード上で複数のキーを組み合わせることで押しやすくなるショートカットキーの利用につきましては、操作時間の短縮や業務効率化につながる有効な手段であると認識しております。

○日高利夫議員 総合政策部には、おおむね理解していただいているので、ありがとうございます。

なぜ脱マウスが省力化や経費節減につながるのか。これも費用対効果の問題です。マウスを1回触れば最低1秒、脱マウスなら0.5秒です。1日100回マウスに触れば100秒、脱マウスなら50秒で済みます。先ほどの平均時給単価2,000円と年間250日の勤務日数で試算すると、脱マウスにより、1人当たり年間約7,000円のコスト削減が可能という数字になります。

たったの年間7,000円の話かと言われるでしょうけれども、令和5年度の給与費明細書による県庁職員の総数は1万6,898人です。みんなとは言いません。仮に、その5分の1、約3,000人が脱マウスを実現すれば、費用対効果は年間約2,100万円と試算されます。これに係る経費はゼロです。パソコンからマウスを外すだけ、そして今すぐ実践できます。1円の経費もかけずに年間2,000万円以上の削減ができ、ショートカットキーを使えばさらに効果が上がります。

改めてお伺いします。経費節減、働き方改革の一環として、脱マウス、ショートカットキーを推進すべきと考えますが、県の見解を総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（松浦直康君） 様々な日常業

令和5年3月1日（水）

務におきまして、パソコンの利用が必須となる中、その作業につきましては、効率化を図る必要があります。御提案の脱マウスにつきましては、有効な場面とそうでない場面があると思いますので、各場面における効果などにつきまして研究を行ってまいります。

また、ショートカットキーの利用につきましては、業務効率化や経費削減を図る観点から有効な手段であると考えておりますので、職員への研修等を通じ、普及啓発に努めてまいります。

**○日高利夫議員** 66歳の私が、国富町役場の電算係長であった平成8年度以降、マウスを使っておりません。必要性を感じたこともありません。ということは、脱マウスは、私ができたんだから誰でもできるということですね。ぜひやってみてください。デジタル化の推進に大きな期待を寄せて質問を終わります。

最後に、今期退職をされる皆様方の今後ますますの御健康と御活躍を心から御祈念申し上げます。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○中野一則議長** 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時51分散会